

〈論説〉

フランス大臣責任制の展開における 復古王政期の地位

三上 佳佑

序

第1章 1814年憲章の背景文脈における大臣責任原理

第1節 1814年4月6日元老院憲法

第2節 帝国憲法附加法

第3節 1815年6月29日代議院憲法案および7月5日の代議院の宣言

第2章 1814年憲章における大臣責任原理

第1節 憲章の規定する大臣責任制と制憲過程

第2節 憲法構造における政治責任原理の生成可能性？

第3章 大臣責任をめぐる諸相

第1節 思想的動向

第2節 立法動向

第4章 復古王政期における「議院内閣制」の実態とその限界

第1節 議会政における諸技術の発展

第2節 議院内閣制の前提条件の欠如

第3節 制限君主制の政治構造と責任原理－大臣弾劾制の意義－

結

序

本稿の目的は、ブルボン家による復古王政期（1814～1830年）が、大革命以来のフランス大臣責任制の展開の中で有する意義を見定めることにある。大臣責任制は、¹議院内閣制の運行を規定する重要因子の一つであるが、イギリスにおけるそれと同様、フランスにおいてもまた、理論的形成物としてよりも歴史的形物として捉えられる存在である。隣国イギリスの政治的实践に学ぶ形で、諸権力の均衡を通して自由で穏和な政体を目指す試みは、この国において如何なる形で為されたのか。この問題意識に立つとき、他でもない「1814年」は「キイ clé」となる年号である、とされてきた。²フランスにおけるその歴史的展開過程において、本稿が検討対象とする復古王政期は、次の二点において非常に性格的である。そこから、本稿が検討対象とする歴史的段階の公法学・憲政史上の意義が示唆されることとなる。

第一に、ロザンヴァロンが指摘する通り、この時期は、フランス近代政治上、議院内閣制に関する「真の習作時代」としての意義を有するということである。³大革命が生み出した諸理念、諸制度に対して一定の反動的性格を有しつつも、理念に留まらない政治の運用の次元において、隣国の国制に倣った試行錯誤の中で、新生面が切り開かれていったと評される。第二に、復古王政期は、フランス憲政史上はじめて、大臣の「政治責任 responsabilité politique」という言葉・概念が、刑事責任その他の責任原理との相違を意識して用いられた点において画期的である。確かに、大臣の執行権行使に伴う責任が、法的な次元の責任原理には回収され得ず、政治的含意を必然的に有するとの認識は、大革命期において既に確認されていた。⁴しかし、大臣の執行権行使に係る責任原理の特殊性が、「政治責任」の語を用いて、その他の責任原理との相違を明確仔細に論じる形で、しかも、すぐれて公的な次元で言及・定位されたのは、復古王政下の1817年2月3日、代議院におけるパスキエ

Pasquier 法相演説が初めてのことだったのである⁵。したがって、第一、第二の点、すなわち動態と理念の両側面を総合すれば、大臣責任制の内、政治責任の原理に基づくそれを構成要素とする議院内閣制が、復古王政期にあって、フランスにおける定着を見つつあったとの有力学説の理解は、ある程度は説得的であると言えそうである⁶。

とは言え、そこでのフランス議会制の展開を叙述的に描写することや、そのような作業の後に「初期フランス議院内閣制の展開」なるものを見出したり、性格付けたりする作業は、屋上屋を架す所為に過ぎない。対して、本稿は、19世紀前半のフランス立憲君主制、なかんずくブルボン復古王政下に、フランス議院内閣制の成立を求める有力学説へのアンチテーゼを提示することを企図している。議院内閣制の本質ないしは標識を奈辺に求めるかという重大問題は、理論的に関心ある事柄として残されるが⁷、本研究は、大臣衆の政治責任原理が、体制の運行をどこまで規定付けていたかという問題意識を、政治アクターの行動という客観的事実の集積としての政治動態、主観的事実の集積としての政治的思惟・言説の記録、この両面に着目することで、敷衍する。そうすることによって、フランス議院内閣制の成立時期を本稿の検討領域に求める有力学説が拠って立つ歴史観を、一定程度相対化させるべく企図したい。つまり、本研究は、大革命期と復古王政期の断絶ないし発展的局面よりも、連続ないし停滞的局面を強調することを企図するのである。本稿の、このようなマクロな問題意識の妥当性を確認するためには、大臣責任制をめぐる動態についての、よりミクロな次元における、具体的な史資料に基づいた分析が必要である。本稿における行論の所似である。

- 1 「大臣責任制」という言葉は、「大臣弾劾制」との対比において、議院内閣制における政治的責任原理として用いられることが多いと思われる。しかし、本稿では、「大臣責任」ないし「大臣責任制」という用語を、特別な注釈を伴わない限り、個人的かつ法的なものである大臣の刑事責任と、連帯的かつ

政治的なものである大臣の政治責任原理の両者に関わる制度－動態を表すものとして用いる。

- 2 J. Garrigues (dir.), *Histoire du Parlement de 1789 à nos jours*, Armand Colin, 2007, p.133.
- 3 P. Rosanvallon, *La Monarchie impossible. Les Chartes de 1814 et de 1830*, Fayard, 1994, p.10.
- 4 大臣弾劾制の生成・展開とその衰退・克服の上に立つ議院内閣制の発見・成立、という発展図式が語られることがあるが、これはイギリス憲政史の場合に当て嵌まっても、フランスの場合には必ずしも当て嵌まらない。一方では、フランス憲法は第五共和制に至るまで大臣弾劾制を存置しているし、20世紀においてもその発動事例が知られているのであり、他方では、大革命期のフランス憲法が大臣弾劾制を採用したことが、当時の政治アクターが大臣の政治責任制に基づく議院内閣制的制度枠組みに無自覚的であったことを全く意味しないという事情がある。初期フランス憲政における大臣の政治責任制の拒絶と弾劾制採用とが、極めて自覚的なものであったという点に関しては、既に今井威『議院内閣制』（プレーン出版、1991年）61～64頁が明快に断言しているところであるが、この点に関して、より詳細かつ実証的な検討を企図したものとして、さしあたり、拙稿「憲法制定国民議会或いはフランス大臣責任制の原像」『南山法学』第41巻第2号（2018年）447～501頁、拙稿「第三共和制下高等院と「主権の権限」－フランスにおける責任追及の特殊政治的形態の観察と検討－」『早稲田法学会誌』第65巻第1号（2014年）469～520頁を参照されたい。
- 5 CD, AP, 2^e série, t. XVIII, séance du 3 févr. 1817, pp.486-492. ; P. Bastid, *Les institutions politiques de la monarchie parlementaire française(1814-1848)*, Sirey, 1954, p.182.

第1章 1814年憲章の背景文脈における大臣責任原理

1814年憲章は、大臣の政治責任について沈黙していた。⁸ 憲章は「大臣」という機関に対して一般に関心が薄く、僅か3つの条文しか置いていなかった。後述するように、憲章の制憲過程では、大臣に関する議論は、実際、低調だったのである。ただし、憲章は、その第13条で「国

王の一身は不可侵且つ神聖である。国王の大臣は責任を負う。執行権は国王にのみ属する。」と規定している。議院内閣制第一の指標としての国家元首無答責原則がそこに規定されているのは明らかであるから⁹、そこでの「国王の大臣は責任を負う」という文言が、政治責任原理に基づく、狭義の・所謂「大臣責任制」を意味していたか否かを知ることが、憲章自身が議院内閣制的な政治構造の憲法編入を選択していたか、それとも大臣弾劾制に留まる選択を意識していたかを判断する上で、重要な要素となる。憲章以降の復古王政下における政治動態とは独立に、憲章自身が大臣の政治責任制と議院内閣制に対して如何なるスタンスを選択していたかを知るためには、制憲過程に対する分析が必要である。加えて、百日天下を挟む1814年から1815年にかけての期間は、多くの憲法的文書が世に出ている。このような憲政動向は1814年憲章にとっての背景文脈を形成しており、制憲者意思に対する分析の手掛かりを与えてくれていると言えよう。

第1節 1814年4月6日元老院憲法

1814年1月、皇帝の廃位を宣言した元老院は、「憲法によって規定されていない全ての事柄について、元老院の運営にとって必要な全ての事柄について」組織的元老院決議で規律することを認める革命暦10年テルミドール16日組織的元老院決議第54条に基づき、憲法制定の準備作業を開始し、同年春には、亡きルイ16世の弟であるプロヴァンス伯ルイ＝スタニスラス＝クザヴィエを王位に招請、「1814年4月6日の元老院憲法」を議決した¹⁰。同憲法は、立法作用に関して君主と上下両院の間で権限を分配しており（第5条）、更に立法院（下院）が国王による招集なしで当然に会同する権限を規定するなど（第10条）、王政「復古」というよりも寧ろ新たな王政の「創始」を思わせる先進性を有していた¹¹。なお、全29ヶ条からなる同憲法において、大臣責任に関する条項は第21条のみである。しかし、同条は「国王の一身は神聖且つ不可侵

である。全ての統治行為 tous les actes du gouvernementaux は、一人の大臣によって par un ministre 署名される。法律、公的自由と個人、市民の諸権利を侵害する全ての行為に関して、大臣 ministres は責任を負う¹²。」と規定している。国王不可侵（＝無答責）原則、大臣副署原則、大臣責任原則という3つの原則が一条項の中で取り合わされている。「1814年、全てがイギリスの流儀であった。1814年ほど、イギリスの国制がこれほどの影響力を持ったことは、フランス史のいかなる時期においても見出されないであろう¹³」とか、「元老院憲法は一七九一憲法とは全く異なる制限君主制を組織する。この制限君主制はむしろイギリスの議院内閣制的君主制に類似している。¹⁴」などと後代評されていることを思い合わせるとき、第21条が、議院内閣制の構成因子と見做せるような大臣責任制を規定している可能性が想起される。神聖不可侵すなわち無答責の国家元首における執行権行使の責任が、副署を介して大臣に転移するという機制を同条が規定していること自体は明らかであるから、問題の焦点は、そこで大臣に転移し、大臣によって追われるところの責任の性質如何である。同条による統治行為に関する責任転移の機制それ自体は確かに政治的な性格のものとして解される。しかし、例えば、大臣自身が副署した統治行為が「法律、公的自由及び個人、市民の権利」を侵害するものであった場合、追及されることとなる大臣の責任が、政治的な性質を呈するか、刑事的な性質を呈するかは微妙である。有力な学説は、そこでの大臣責任を刑事責任として同定し、政治責任性を否定している。例えば、モラビトは「確かにこの憲法は国王の不可侵性と大臣の副署に関して言及しているが、しかし、これらの概念を議院内閣制という方向において解釈してみるのには難しいというべきであろう。…大臣責任は不適法という概念の類縁概念として形成された。つまり刑事責任である。」と分析し、リアルスも、元老院憲法は「刑事的類型の責任をフォートに対して設けたが、しかし、純然たる政治責任、すなわち刑事責任に比べて、より一般的・総合的で、単なる時宜不適合

性へのサンクションをも包含するような責任は設けなかった。議会にとってみれば、内閣という存在は単なる観念的存在 entité に過ぎず、ましてや、このような時宜不適合の行為を幾らかなりともサンクションするということに関しては言及されなかつた。¹⁶」と分析している。

第2節 帝国憲法附加法

1814年4月6日の元老院憲法は1814年憲章に先立つ憲法的文書であるが、憲章制定の後、ナポレオンのいわゆる百日天下において起草され、発効した「帝国憲法附加法 Acte additionnel aux constitutions de l'Empire」も憲章が生み出された背景文脈を分析する際には重要である。同法は、古い帝政の憲法と新しい法文を結び付けようとしたものであるが、¹⁷その帝政復帰の傾向は「全く言葉の遊戯にすぎ」ず「帝政時代の諸憲法よりも1814年憲章にはるかに類似」したものであると評価されている。¹⁸憲章を読解する上で参照する価値が示唆されよう。加えて、同法は、フランス大臣責任制の問題野において重要な位置を占める点からも、一瞥の価値が認められる。フランス公法学説史上の有力な見解は、帝国憲法附加法の法文において、フランス憲政の極めて初期の段階における「両院に対する大臣の政治責任原理」を確認している¹⁹のである。同法の起草者が、当時の憲政思想の水準を代表し、しかも大臣責任論に関して精緻・先進的な理論を著していたバンジャマン・コンスタンであったという点もまた示唆的である。²⁰バステイドは、帝国憲法附加法は「憲章と同じ思潮の中で書かれたもの」と評価している。²¹帝国憲法附加法において大臣の政治責任制－議院内閣制構造が存在すると指摘されている事実は、憲章におけるそれらの存否を見極める上で示唆に富むはずである。そこで、先ず、帝国憲法附加法それ自体を共和暦8年憲法法令の引照において検討し、次いで、起草者であるコンスタンの思惟を検討することとしたい。

帝国憲法附加法における執行権に関する規定は、旧帝国憲法のそれを

踏襲して²²、共和暦 12 年フロリアル 28 日元老院決議第 1 条より、統治権が皇帝に属することとされている。しかし、「大臣について」そして「責任について」と題された第 4 章には 13 の条文を置いており、大臣責任制について冷淡な元老院憲法、憲章と好対照である。²³ 皇帝の執行権行使は大臣衆の輔弼を受けることとなっており、第 38 条では全ての統治行為 *Tous les actes du gouvernement* が、義務的に大臣副署の対象であると規定され、第 39 条では大臣有責原則が規定された。²⁴ 他方で、元老院憲法と同様、ここでも大臣有責原則における「責任」の性質は明示されていない。共和暦 8 年憲法法令を引照してみれば、第 55 条が「大臣による副署が為されなければいかなる統治行為も有効ではない」とされている点が目に付く。更に、共和暦 8 年憲法法令第 72 条は「大臣は、責任を負う。－法律の不執行について、公行政における命令について。－自身による個別的命令が憲法、法律、命令に違背した場合について。」と規定している。したがって、附加法第 38 条－第 39 条；共和暦 8 年憲法法令第 55 条－第 72 条という対応関係が看取できるはずである。大臣責任制の本質的構成要素である大臣副署制は、一般に、署名が目的とする法的有効性の要件である、当該署名の真正性を確認するという法的機制と、無答責の署名者から有責の副署者へ責任を転移させる政治的機制という二つの作用を有するとされるが、²⁵ 帝国憲法附加法、共和暦 8 年憲法法令ともに、大臣副署制度にこれらの作用を二つながら認めていると見てよいであろう。本稿にとってのここでの問題は、帝国憲法附加法の規定する大臣副署制における政治的機制によって副署者へと下方転移する－この機制自体が政治的な営みであることは疑いないけれども－「責任」の性質が如何なるものとされていたか、である。この問いに対しては、共和暦 8 年憲法法令第 73 条が、「前条の場合において、護民院は、大臣の罷免について合意あるいは要請した後、立法院によって通常の形式で審議された法令によって、大臣を罷免する。立法院のデクレによって裁判に付された大臣は、高等院によって裁判される。

控訴も破毀申立ても認められない。高等院は判事と陪審によって構成される。(以下略)」と規定している点から、刑事的な性格が類推されるとのいちおうの解答が与えられよう。実際、有力な学説は、帝国憲法附加法における大臣(政治)責任制不在・弾劾制の存在という解答を、共和暦8年憲法法令からの類推によって導き出している。リアルスは、帝国憲法附加法第38条の規定が「既に共和暦8年憲法第55条において顕れていた」こと、その性格が「必然的に非-議会的なものであることが明言されていた」ことを指摘している²⁶。また、モラビトも、「確かに、帝国憲法附加法は憲章においては無視されていた副署制度を復活させている(第38条)、しかし、共和暦8年憲法における副署の制度化(第55条)が示す通り、このような制度に対しては、誰が望もうとも、そこから、²⁷ 自ずから、議院内閣制の実態が生じてくるということはない。」と指摘している。

帝国憲法附加法の起草者であるバンジャマン・コンスタン²⁸は、周知の通り、いわゆる「調整権」ないし「中立権」の提唱者である。彼は、シャトーブリアンと並んで、権力分立の枠組みの中での君権保全を-飽くまでも君権保全を-指向した、1791年憲法以来19世紀前半を支配した政治的思潮のドクトリネールとして位置づけられる²⁹。また、フランス憲政史に対するコンスタンの理論的貢献は、大臣責任論の分野において³⁰ 顕著である。復古王政初期におけるパンフレット『大臣の責任について De la responsabilité des ministres』³¹は、フランス公法学の歴史的成立に遥かに先立つ、「政論家 publiciste」³²による憲政理論の典型として数え入れられるはずである。問題は、大臣責任制に関する彼の思想において、刑事責任原理に基づく弾劾制以外に、政治責任原理に基づく議院内閣制が認識されていたか、それが認識されていたとするならば、それには如何なる位置づけ・評価が与えられていたか、という点にある。まず、コンスタンは、フランス憲政におけるかなり初期の段階において既に、大臣責任は単に法的・刑事的な次元で把握されるものには留まり得

ず、そこから超越した次元においてこそ、よりよく把握されるという点に気付いていた。総裁政府期の終わりから第一帝政の始まり頃にかけての著述の中で、国家元首には議会解散権と執行権の罷免権とが与えられなくてはならないと主張していた彼は次のようにも述べていた。³³「執行権者の罷免と執行権者に対する懲罰は、最早全く別のものである。この二つの事柄の間には、代議院に対してなされる解散と、代議院に対する訴追との間に存するのと同様の懸隔が存在する。」「執行権者の罷免は、尋常一様の事柄ではないというべきであろう。なぜなら、それは全く目新しいものであるからである。執行権者の罷免という観念について、仮に私が次のように付言するとしたら、多くの批判的になるに違いない。すなわち、執行権者を、裁判も判決も抜きで罷免する権限を、法の庇護者 *préservateur du droit* に対して与えよう、などと私が付言したならば。」「それ故まさに次のようにいうことが出来る。すなわち、執行権者の罷免は起訴も裁判も抜きでなされ、何等の刑罰も伴わないものでなければならない。」と。したがって、コンスタンが、大革命の混乱も未だ覚めやらぬ段階において既に、大臣責任概念における法的-刑事的なるものと政治的なるものを明確に区別し、新たなフランス憲政を、後者の原理に基づいて運営すべきことを強調していたのは、確かなようである。しかし、コンスタンによってこのように説かれる大臣の政治責任原理は、専ら国家元首に対する関係において現象するものである。したがって、議会に対して同じ原理が並置されなければ、コンスタンの構想の射程は二元的・オルレ안의意味における議院内閣制すら収めていないこととなる。これに関し、パンフレット『大臣の責任について』の段階における彼は、当時の憲政動向の中で、勅語奉答の技術が次第にプレゼンスを増してきていることを指摘している。復古王政初期と百日天下という歴史的段階におけるコンスタンは、大臣-議会間における政治責任原理の現象を、明確に認識していると結論付けることが許されるだろう。³⁴

しかし、事柄は単純ではない。確かに、「大臣が協働し、多数派が安定し、反対会派が多数派と明確に分離する。最大の票を得られない大臣は誰であれ、新たな選挙によって人民が要請しない限り、その地位を維持することができない³⁵」ような体制を理想型と見る、復古王政初期におけるコンスタンが、イギリス憲政に範を採った大臣責任制－議院内閣制を一つの範型として見ていることは明らかであろう。しかし、憲政動向に対する現状認識と、あるべき憲政の実践的価値判断とを巡って、彼の態度はアンビバレントなものであった。彼は、このような憲政はフランスに未だ存在しないだけでなく、危険なものであるとさえ指摘するのである。彼は「仮に、議会在が秩序破壊の扇動を行うとしたら、大臣を訴追するよりも、むしろ不名誉の烙印を押すという遣り方を用いるはずである。」と述べて、勅語奉答に基づく大臣の政治的な責任追及は、正式の訴追手続に比べると手続の厳格さがない分、濫用される危険性が高いと指摘する。それ故、コンスタンが恐れるのは、大臣の政治責任原理を介して、議会在が執行権を篡奪する事態である。「諸君らが大臣を訴追するとき、諸君が攻撃しているのは諸君が訴追している大臣だけである。しかし、諸君らが大臣に対して公の信任に相応しくないと宣言するとき、諸君らは、君主が罪ある存在であることを感覚し、認識していることになる。このようなことは、立憲君主制においては決してあってはならない。」と警告するコンスタンは、結局、議会在が大臣を政治的に責任追及するシステムを斥ける。「議会在が、大臣を取り除く権限を篡奪することがあってはならない。この様な権限は執拗に行使され、結局は大臣を指名する権限と変わらなくなるであろう。」したがって、次のように結論付けられるはずである。帝国憲法附加法起草時におけるコンスタンは、議会对して大臣が政治的に責任を負うイギリス流の議会制が力を持ちつつあることを自国の憲法構造についての事実として認識していた。しかし、統治機構に対する規範的な価値判断の次元において、彼は、中立的権力としての君権とそれに基づく諸制度の均衡を維持する為、大臣

の政治責任原理を、飽くまでも君主との間において問われるものに限定し、後代における二元的議院内閣制への憲法制度の進展を、自覚的に否定したのであった、³⁷と。

帝国憲法附加法と百日天下という歴史的段階は、その後のフランス議院内閣制の発展史としての「歴史的分水嶺」と評価されている。³⁸しかし、その制度的内実と起草者意思とを総合してみれば、帝国憲法附加法が、大臣の政治責任原理に基づく議院内閣制を組織するものと性格付けることはできない。確かに、憲法典及び制憲者意思が構想する憲法構造と、政治動態において自生的に生成展開する憲法構造とを区別し、後者において、百日天下は議院内閣制への展開可能性を包蔵していたとする見方もあろう。³⁹しかし、国家元首無答責原理について何ら言及することのない帝国憲法附加法は、やはり、国家元首の政治権力と政治責任とを中核に置く－少なくともそうあることを標榜する－第一帝政以来のプレビシットに基づく憲法構造によって性格付けられる。⁴⁰学説の大勢も、やはり、百日天下の憲法構造における大臣責任の政治的性質を認めていないように思われる。⁴¹

第3節 1815年6月29日代議院憲法案および7月5日の代議院の宣言

帝国憲法附加法は、1815年4月22日に制定、極めて低い投票率に終わった人民投票を経て6月1日に発効した後、7月8日には早くもその効力を停止することとなった。ワーテルローでの敗北の後、王党派の策動があり、更には超法規的に会同した代議院によって、6月22日に皇帝は退位に追い込まれていたからである。⁴²皇帝の没落を目の当たりにした代議院は、新憲法制定のための委員会を立ち上げ、6月29日は早くも新憲法案が提示された。⁴³77条からなる新憲法案は、執行権を有する君主の神聖不可侵、すなわち国家元首無答責原理を採用しており、この点が帝国憲法附加法と大きく異なる。二院制の採用、国王の両院招集権などを認める点などは憲章と同様であるが、立法発案権を執行府と立法

府の両方に与えていた点が大きく異なっている⁴⁴。大臣責任に関しては、第26条が国王の大臣選定罷免権⁴⁵、第27条・第28条がそれぞれ義務的な大臣副署制と大臣有責原理を規定している⁴⁶。これら諸要素の組み合わせから、1815年6月29日代議院憲法案に「政治的な責任を負う合議体としての内閣の原型」を見出す見解もあるが⁴⁷、他方で、これら規定の直後に置かれた第29条が「大臣は、その政府の行為あるいは省庁の行為を理由として代議院によって訴追され得る。この場合、大臣は貴族院によって裁判される。」という規定を置いている。イギリス流の弾劾制に忠実に沿ったシステムを通じて、刑事的形式を採りつつ政治的責任追及の実体が現象し得る余地を同憲法案は有していたが⁴⁸、それを以て直ちに大臣の政治責任制や議院内閣制の憲法構造をそこに見出すことはできないであろう。

同憲法案と並行し、代議院は、「フランス人の権利とその憲法の基本的諸原理の宣言」を作成、7月5日に採択した。同宣言が、大臣の「連帯的な」責任に関して規定していた点が注目される。すなわち第5条の「執行権の行為は、大臣によってのみ為され得る。全て大臣は共同で行った決定について連帯して *solidairement* 責任を負い、その省の個別の行為については各自個人的に *chacun en particulier* 責任を負う。」との規定である。同規定が注目に値する所以は、エスマン以来、通説的には⁴⁹、初めて大臣の政治責任を明文で憲法編入したと考えられている1875年2月25日憲法的法律第6条や、1946年憲法第48条に酷似しているところにある⁵⁰。他方、第6条は、国家元首無答責原理と大臣の弾劾制を採り合わせている。すなわち、「君主は不可侵である。法律の侵害、個人あるいは公共の自由および安全への侵害が生じた場合、大臣は代議院によって訴追される。大臣は上院により裁判される。」との規定である。

第6条における責任転移の機制が大臣の刑事責任原理を介するものである点で、宣言が19世紀前半のフランス憲政の歴史的水準に限界づけ

られたものであることは明らかである。ただし、第6条とは条文を分けて規定されていること、また、刑事法の論理（責任の個人的・一身専属的性格）と明らかに両立しない連帯性が明示されていることなどから、第5条所定の責任原理は政治責任のそれであると推定される。尤も、バステイドも指摘しているように、7月5日の宣言に関しては、その審議過程が『モニトゥール』誌上に残されていない点が難点である。⁵¹ 本稿の問題設定にとっては、責任の連帯性が大臣弾劾制の枠組みに収まらないものであるということ、権利宣言の起草者意思が自覚していたか否かを知ることが重要である。刑事責任の原理と政治責任の原理を、代議院議員たちがどこまで明確に理解していたか否かが判然としない点は、認めなければならない。結局、復位したルイ18世が、7月8日に議会の解散を宣言したことで宣言は水に流れ、憲章が復活した。

1814年4月6日元老院憲法から1815年7月5日代議院宣言に至る憲章の背景文脈において、憲政思想の一般的水準が、大臣の政治責任と刑事責任を原理的に区別していた可能性は、概ね高いと考えてよいと思われる。他方で－1814年7月5日代議院宣言に関しては若干微妙ではあるものの－大臣の政治責任の制度化という実践的選択については否定的な一般的傾向が認められるということになる。

6 例えば、清宮四郎『権力分立制の研究』（有斐閣、1950年）279頁。宮澤俊義「議院内閣制のイギリス型とフランス型」『憲法と政治制度』（岩波書店、1968年）57頁以下。G.Burdeau, *Droit constitutionnel et institutions politiques*, 18^eéd, 1977, p.326.

7 いわゆる「一元論」の理論家が、議院内閣制の本質的形相を19世紀末以降の第三共和制に求める以上（例えば代表的な一元論者であるカレ・ド・マルベールの視座が、第三共和制の政治動態に極めて強く規定され、それを叙述することに向けられていたことは、既に指摘されている。J.-P. Effa, *La responsabilité pénale des ministres sous la V^e République*, thèse Bordeaux IV, 2005, p.95.）, 本稿において問題となり得るとすれば、それは「二元的な」意味

- での議院内閣制の成立の度合いである。なお、本稿の扱う歴史的段階よりも後の七月王政期においても、「二元的な」議院内閣制の成立に懐疑的であるのが、本稿筆者の見方である。参照、拙稿「七月王政期における憲政と大臣責任制の諸相」『南山法学』第42巻第1号（2018年）1～75頁。
- 8 辻村みよ子・糠塚康江『フランス憲法入門』（三省堂、2012年）34頁。
 - 9 A. Esmein, *Eléments de droit constitutionnel français et comparé*, 8^e éd., avant-propos de D. Chagnollaude, LGDJ, éditions Panthéon-Assas, p.614.
 - 10 L. Duguit, H. Monnier, R. Bonnard et G. Berlia, *Les Constitutions de la France et les principales lois depuis 1789*, 7^e éd., LGDJ, 1952, pp.164-167.
 - 11 S. Rials, Constitution sénatoriale (avril 1814), J. Tulard (dir.), *Dictionnaire Napoléon*, nouvelle édition revue et augmentée, Fayard, 1987, vol. I, p.531.
 - 12 L. Duguit, H. Monnier, R. Bonnard et G. Berlia, *Les Constitutions de la France et les principales lois depuis 1789*, *op. cit.*, p.166.
 - 13 P. Bastid, *Les institutions politiques de la monarchie parlementaire française*, *op. cit.*, p.33.
 - 14 モーリス・デュヴェルジェ（時本義昭訳）『フランス憲法史』（みすず書房、1995年）86頁。
 - 15 M. Morabito, *Histoire constitutionnelle de la France (de 1789 à nos jours)*, 15^e éd., LGDJ-Lextenso, 2018, pp.184-185.
 - 16 S. Rials, Constitution sénatoriale (avril 1814), *op. cit.*, p.531.
 - 17 帝国憲法附加法第1条：「帝国憲法、すなわち、共和暦8年フリメール22日憲法法令 acte constitutionnelle、共和暦10年テルミドール14日－16日の元老院決議、共和暦12年フロリアル28日の元老院決議は、以下の規定によって修正される。これらの帝国憲法のその他全ての規定は、確認され且つ維持される。」
 - 18 モーリス・デュヴェルジェ（時本訳）・前掲書90～91頁。
 - 19 J. Barthélemy, *L'introduction du régime parlementaire en France sous Louis XVIII et Charles X*, V. Giard et E. Brière, 1904, p.54.
 - 20 モーリス・デュヴェルジェ（時本訳）・前掲書90頁。
 - 21 P. Bastid, *Les institutions politiques de la monarchie parlementaire française (1814-1848)*, *op. cit.*, p.11.
 - 22 D. de Bellecize, L'Acte additionnel aux Constitutions de l'Empire (22 avril 1815) : une Constitution mal nommée pour un régime sans nom, *RDP*, 1993,

p.1059.

- 23 他方、立法権に関しては、国家元首のプレゼンスが強大である点で、憲章と概ね相似する。勅任の貴族院と民選の代議院による二院制が維持され、国家元首が法律発案権を独占し、両院は国家元首への勸奨権しか持たない点、国家元首が議会招集権を有する点である。ただ、帝国憲法附加法では国家元首が立法裁可権を持たない点のみが異なる。これらの点に関し、S. Rials, *Acte additionnel*, J. Tulard (dir.), *op. cit.*, p.36.
- 24 帝国憲法附加法第 38 条：「全ての統治行為は、関係する省庁の大臣によって副署されなければならない。」同第 39 条：「大臣は、自身が署名した法令 acte について、また、法律の執行について責任を負う。」
- 25 J. Gicquel et J.-E. Gicquel, *Droit constitutionnel et institutions politiques*, 32^e éd., LGDJ-Lextenso, 2018, pp.676-677. : S. Guinchard et T. Debard (dir.), *Lexique des termes juridiques*, 27^eéd., Dalloz, 2019, p.288.
- 26 S. Rials, *Acte additionnel*, *op. cit.*, p.35.
- 27 M. Morabito, *Histoire constitutionnelle de la France (de 1789 à nos jours)*, *op. cit.*, p.192.
- 28 コンスタンの調整権ないし中立権の理論に関しては、深瀬忠一による研究（「バンジャマン・コンスタンの中立権の理論」『北海道大学法学会論集』合併第 10 号（1960 年）133～160 頁）が、コンスタン自身の用語法としては「調整権」ではなく、飽くまでも「中立権」が採られたこと、その政治的無色を装う外皮が、当時の政治的コンテキストの中で王権保全のためのイデオロギー効果を発揮した旨を正当にも指摘している。また、同様の主題に関する比較的近年の研究として、樋口雄人「バンジャマン・コンスタンの中立権理論について - そのフランス議院内閣制理論史における位置づけの試み」『憲法論叢』第 7 号（2000 年）85～107 頁。
- 29 宮澤俊義「シャトオブリヤンの議院制の理論」前掲『憲法と政治制度』119 頁。
- 30 我が国における重要な先行研究として、中村英「大臣の「政治責任」とバンジャマン・コンスタンの大臣責任論」『法学』（第 46 巻第 1 号、1982 年）43～74 頁。
- 31 B. Constant, De la responsabilité des ministres, H. Nicolle, 1815, in *Oeuvres complètes*, vol. 9 : *Principes de politique et autres écrits (juin 1814-juillet 1815)*, volume dirigé par O. Devaux et K. Klooke, établissement des textes,

- notes et notices par A. Cabanis, O. Davaux et L. Jaume, Max Niemeyer Verlag, 2001, t. IX.
- 32 時本義昭『フランス近代憲法理論の形成－ロッシからエスマンへ－』（成文堂, 2018年）3頁。
- 33 B. Constant, *Fragments d'un ouvrage abandonné sur la possibilité d'une Constitution républicaine dans un grand pays*, édition établie par H. Grange, Aubier, 1991, pp.387-391.
- 34 「大臣の責任に関するつい先ごろの議論の中で、見かけ上は柔和な手段で以て、正式の訴追手続に代替させようという提案が為された。大臣による悪しき行政が、国家の安全、王冠の尊厳、あるいは人民の自由を危うくさせたとき、それでいて、かかる大臣の行政がいかなる制定法にも直接的には抵触していないとき、に関わる提案であった。つまり、そのような大臣は、公の信任を得るにふさわしくないと宣言する権限を、代議院に与えようというのである。」「かかる宣言は、事実上、大臣が議会多数派を失ったときであれば、いつでも生じるものである。」B. Constant, *De la responsabilité des ministres*, *op.cit.*, p.463.
- 35 *Ibid.*
- 36 B. Constant, *De la responsabilité des ministres*, *op.cit.*, p.464.
- 37 「中立的権力」理論に関して、「権力の維持と並んで、責任をも考慮した、執行府の善き組織化を整えるためにコンスタンによって構想された理論であるが、そこで言われた責任は、罷免と必然的な繋がりを持つものとはされていない」と評されているように、コンスタンの大臣責任は、主として中立的権力＝君権との関わりで構想されていたものであった。A. Laquière, *Le modèle anglais et la responsabilité ministérielle selon le groupe de Coppet*, L. Jaume (dir.), *Coppet, creuset de l'esprit libéral. Des idées politiques et constitutionnelles du groupe de Madame Staël*, Economica, PUAM, 2000, p.173.
- 38 野村敬造『フランス憲法・行政法概論』（有信堂, 1962年）90頁。
- 39 J. Gicquel et J.-E. Gicquel, *Droit constitutionnel et institutions politiques*, *op. cit.*, p.506.
- 40 S. Rials, *Acte additionnel*, *op. cit.*, p.36.
- 41 例えば、J. Laferrière, *Manuel de droit constitutionnel*, 2^e éd., Montchrestien, 1947, p.150. ; R. Jacquelin, *Les Cents-Jours et le régime parlementaire*, RDP, 1897, pp.206-207. ; A. Laquière, *Les origines du régime parlementaire en France (1814-1848)*, PUF, 2002, p.35. ; S. Rials, *ibid.*

- 42 以上の経緯に関しては、モーリス・デュヴェルジェ（時本訳）前掲書 90～91 頁；辻村・糠塚・前掲書 31 頁。
- 43 Chambre des représentants, *Le Moniteur universel*, n° 182, séance du 1^{re} juill. 1815, pp.751-753. ; J.-B. Duvergier, *Collection complète des lois, décrets, ordonnances, règlements, avis du Conseil d'Etat*, A. Guyot et Scribe, t. XIX, pp.523-529.
- 44 第 4 章第 1 節第 44 条：「各院は法律発案権を行使する。政府もまた、法律発案権を行使する。政府による法律発案権の行使に際しては、大臣が代議院に議席を有していると貴族院に議席を有していると、あるいはいずれにも議席を有していないとにかかわらず、大臣によって議院に法案が提出され、審議されなければならない。」
- 45 第 3 章第 2 節第 26 条：「省の数については、大臣を指名し罷免する国王が決定する。」
- 46 第 3 章第 2 節第 27 条：「大臣は、政府による全ての行為について責任を負う。そのために、国王によって署名された法令は全て、国璽の押捺に先立って、関係する省の大臣によって副署される。」第 28 条：「前条の場合に加えて、大臣は、国家の安全、憲法的法令、国庫の利益、個人の財産および自由、プレスおよび宗教の自由を侵害する自身の省による全ての行為に対して責任を負う。」
- 47 A. Laquière, *Les origines du régime parlementaire en France (1814-1848)*, *op. cit.*, p.122.
- 48 *Ibid.*, p.123.
- 49 A. Esmein, *Eléments de droit constitutionnel français et comparé*, *op. cit.*, pp.811-812. ; J. Barthélemy et P. Duez, *Traité de droit constitutionnel*, Editions Panthéon-Assas, 2004, p.707. ; G. Vedel, *Manuel élémentaire de droit constitutionnel*, réédition présentée par G. Carcassonne et O. Duhamel, Dalloz, 2002, pp.459-466.
- 50 P. Bastid, *Les institutions politiques de la monarchie parlementaire française*, *op. cit.*, pp.92-93.
- 51 *Ibid.*

第2章 1814年憲章における大臣責任原理

1814年5月2日、ルイ18世は、「サン＝トゥアン宣言」によって、4月6日の元老院憲法を拒絶すると表明した。同宣言第2条で、憲法は、上下両院の議員からなる委員会に自身が命じて作らせる－そこでは「自由な憲法 Constitution libérale」の制定が謳われていたが－と宣された。同宣言は、大臣の責任に関しても、「大臣は有責であり、一方の立法府によって訴追され、他方の立法府によって裁判される」ことが「新たな憲法の基礎」であることを予示していた。大臣の刑事責任原理に基づく弾劾制の採用が構想されていることは明らかである。果たして、憲章は第55条「代議院は大臣を訴追する権限を有し、大臣を裁判するにあたって唯一権限ある貴族院に対して大臣を送致する権限を有する。」・第56条「大臣は反逆罪または濫職罪に関してのみ訴追され得る。個別の法律でこの種の罪について確定し、訴追について定める」を以て弾劾制を規定し、予示通りのシステムを採用することとなった。しかし、大臣の刑事責任とその追及の態様に関しては、詳細が後法に委ねられたので、不明確性が残された。更に、憲章の規定する憲法構造は大臣の政治責任システムが間接的・現実的に生成し得る要素を規定していたが、法文上は大臣の政治責任原理に関して何も語ることがなかった。憲章における大臣責任制の構造を如何に解釈し、性格付けるかという問題に関しては、これら二点の不明確性が存在するので、制憲過程に着目した分析が必要である。

第1節 憲章の規定する大臣責任制と制憲過程

サン＝トゥアン宣言において宣した通り、ルイ18世は5月18日に制憲準備委員会を立ち上げ、憲章の制定作業が開始された。既述の通り、憲章は帝国憲法附加法と同じ思潮の下で書かれたとはいうが、しかし、ナポレオンのための制憲作業に加わったバンジャマン・コンスタンは流

石に委員会には加わっていなかったようである。⁵⁴

憲章が、国家元首中心主義による執行権優位・立法府疎外化の構造を規定するものとして起草されたのは明らかである。立法権は国王と議会上下両院の間で分有されていたが、しかし、立法手続における国王の優位は明白であった。立法発案権が国王に掌握されており、立法府の側が採り得る積極的行動は—無論、法案を否決することで国王に対する消極的抵抗を行うことは随意ではあるが⁵⁵—、特定案件に関して立法するよう、国王に対して「訴願する supplier」ことのみだったからである。^{56, 57} 憲章は、その他にも、立法手続における立法府の抵抗力を制限するために様々な規定を備えており、国王の優位性は盤石であった。⁵⁸ 非常大権—緊急命令と独立命令、すなわち憲章第 14 条が規定する「法律の執行および国家の安全の為に必要な規則および命令」の制定権—が国王に与えられていることを考え併せて見ても、憲章の規定する国家元首中心主義は、権力分立原理と最早相容れない程度の次元であると評される。⁵⁹

最初の立憲君主制憲法である 1791 年憲法との比較において、1814 年憲章を「フランス憲政史における決定的反省」と位置付けるロザンヴァロンは、その制定過程が「如何なる知的熱狂も伴わないものであった」と評している。⁶⁰ 憲章の執行府優位主義もまた、飽くまでも国家元首中心主義としての建付けであり、革命後のブルジョワ的自由の観念と「絶対王政のもとにおける統治制度」の折衷に主眼が置かれた、退歩的性向が色濃いものであった。⁶¹ それ故、執行府優位の憲法構造を採るにしても、大臣責任制の問題は、構成要素としては重要視されていなかった。憲章は、大臣というアクターに関しては概して無関心であり、「大臣について Des Ministres」と題された章には、第 54 条から第 56 条の僅か 3 カ条しか置かれていなかった。また、その制定過程も恬淡たるものであり、第 54 条と第 55 条は、その審議過程で原案が異議なしで通過して成立したものだという。⁶² 大臣の責任事由としては「反逆罪」と「流職罪」しか規定されていない。それ以外の何らかの一般的・政治的な責任事由

の規定は皆無であった。ただし、委員会構成員自身、責任事由の定義が不十分であるということは自覚していたようである。実際、第56条に關しても、ブーグノ伯は「より一層明瞭な何か⁶³が欲されていた。『流職 concussion』という言葉から、法律に根拠を持たない徴税行為のみを読み取るべきだという声があったが、しかし、そのような行為は余りにも困難に思えるし、将来的に生起する事案であるかと言えば、容易には思われなかった。また『反逆 trahison』という言葉に与えられるべき意味は、それが余りにも広汎なものであるが故に、却って一層、過度に限定的なものとなってしまうのではないか。それ故、大臣に対して反逆罪を構成させ得るような事由について、より一層の精密さを以て、かかる觀念を規定することが望まれたのである。」⁶³と回想している。もっとも、伯の回想するところによれば、56条もまた速やかに採択されたが、それに際しては、「憲法というものは、一般原則を定めるものに過ぎない」という、モンテスキュー＝フェザンザック神父の主張が与って力あったようである。⁶⁴さしあたって憲章では一般原則を定めておけば良いと考えていた同神父も、「国家行為あるいは国家利益といったもの一般が、故意に、特定の個人あるいは外国人の利益のために損なわれている状況と、反逆罪という概念とが連関していることを読み取るのは容易である。流職罪については、大臣によってその徴取が承認または黙認された金銭の全てであり、法律によって規定された上限を超えるものを意味する。」と敷衍していたそうである。⁶⁵バンジャマン・コンスタンも、『大臣の責任について』において、憲章の規定する大臣責任事由に關し、反逆罪は「誤った戦争指導、誤った外政方針の決定、裁判官または陪審の独立性を損なうような裁判制度の導入、その他国家に損害を与え得る全ての一般的措置を含む」と、また、流職罪は「公金の不正な使用を含意する」と、それぞれ注釈を加えていた。⁶⁶これらの言説は、一般原理・原則を規定するものとして憲章を位置づけ、事後的な法整備作業が必要であることを認識したものであったが、しかし、結局、大臣責任に關する刑

法典の規定は不十分なままに留まった⁶⁷。憲章第 56 条の規定が不明瞭であることと、後述する通り、刑事立法整備が不調に終わったことで、二重の困難が生じたのである。「反逆罪」と「流職罪」の概念を拡張的に捉えるか限定的に捉えるかという解釈の振幅が、政治司法（すなわち、訴追と裁判が立法府に独占される弾劾制）系統と通常司法系統の間における管轄問題にも振幅をもたらすからであり、とりわけ両罪の概念を限定的に捉えた場合においては、刑事立法整備が不十分な中で、通常司法系統が実のある形で機能するかが懸念されるからである。何れにせよ、大臣の刑事責任という主題に対して、憲法典自身と事後的立法作業における二重の曖昧性が維持された憲法体制は、大革命期の先例に照らせば、刑事責任原理という法的外皮の下で、大臣責任における政治的内実を裏口から導入する可能性を示唆するものと言える。

第 2 節 憲法構造における政治責任原理の生成可能性？

憲章が、政治的性格を明示する大臣責任原理を一切規定していなかったということは、大前提として確認しておかなければならない。しかし、憲章が描き出す全体構造、憲章に基づく政治動態の全体像としての憲法構造が、大臣の政治責任原理とそれに基づく政治動態を許容しているか否かの解釈可能性について、問題となる。国王無答責原則と大臣有責原則を二つながら規定する憲章第 13 条は、大臣責任が問われる条件については規定していない。そこで、第 13 条が規定する大臣有責原則における大臣責任とは、如何なる責任原理であるか、二通りに解釈が成立し得る⁷⁰。一つは、第 13 条の大臣有責原則は、後続の第 55・第 56 条における大臣弾劾制とその対象物を先触れしているに過ぎないとする見方である。すなわち、第 13 条の大臣有責原則における大臣責任は、刑事責任原理に過ぎないとする解釈である。いま一つは、第 13 条は第 55・第 56 条とは別個独立した条文であり、そこでの大臣責任原理は、刑事的原理を質的に超越した、大臣の一般的責任を指しているとする解

積である。要するに、憲章全体の体系的解釈の中で、第13条と第55・第56条を関連付けて解釈するか、別個独立に解釈するかという問題であり、前者の解釈によれば、憲章は大臣弾劾制のみを認めており、後者の解釈によれば、憲章は大臣弾劾制と政治責任原理に基づく大臣責任制の両方を認めているということになる。憲政史的な見地から後者の解釈が妥当であるという結論が仮に導かれるのであれば、憲章は大臣弾劾制のパラダイムから議院内閣制のパラダイムへの過渡期的な性格を有していたということが示唆されるだろう。

実際、当時の代議院では、第13条の大臣責任解釈に関して、それが大臣個人の責任として観念される大臣の法的・刑事的な責任には留まらないことが論じられていた形跡がないわけではない。⁷¹ また、復古王政当時において既に、第13条から大臣の一般的・政治的責任を読み取り、憲章の規定する憲法構造をイギリス流の議院内閣制に引き付けて論じる有力な政論家による解釈が複数存在していた。例えば、ヴィトロール男爵は「憲章第13条は、その文面において、国王の不可侵性と大臣の責任とを、将来に向けての全ての事柄に関する保障を為すために必要不可欠の絶対的原則として二つながら規定しているのである」⁷²と解釈しており、この解釈から政治的コノテーションを読み取ることは容易であろう。また、ランジュイネは、大臣が議会に対して責任を負う議院内閣制の構造を憲章が認めている根拠として第13条を援用している。⁷³

しかし、これら先進的な政論家による解釈が存在したにもかかわらず、復古王政当時の政治アクターの多数派による第13条解釈は、第55条・第56条との関連性を強く意識したものであり、第13条は第55・第56条の弾劾制システムで問われる大臣の刑事責任原理を先触れするに過ぎないものと考えていたようである。⁷⁴ また、第三共和制以後の公法学説の代表的なものを瞥見しても、事情は異ならない。例えば、オーリウは「第13条が提起しているのは大臣が有責であるという原則であるが、しかし、そこで問題となっているのは、55条と56条によって規定

されている刑事責任なのである。⁷⁵」と指摘する。また、バルテルミイは、「憲章は、限定的な刑事責任を規定するに留まっていた。そして、憲章の主な起草者たちの見解に鑑みれば、彼ら起草者たちは、別の責任を打ち建てることを望んでいた訳ではない、と断言できるはずである。⁷⁶」と評する。ラフェリエールも同様に、「議院内閣制の本質的規範、すなわち大臣の議会に対する政治責任は、憲章の語るところではない。大臣の責任に関しては第13条が明確に述べているが、その後で、憲章で規定されている大臣責任は、専ら刑事責任のことであると規定されているのである。⁷⁷」と結論付けているし、バステイドも「一見して概括的な語法においてではあるものの、確かに、第13条が大臣が有責であると宣言していることそれ自体は疑いようがない。しかし、第13条が実際において果たしている役割は、貴族院への大臣の訴追を規定する第55・第56条の先触れにすぎないのである。⁷⁸」と断定している。また、トロペールやモラビトといった今日の代表的論者も、大勢において、憲章第13条における政治責任原理を否定している。したがって、学説の次元においては、第13条と第55・第56条を連関させて論じる解釈が圧倒的多数説を構成しており、憲章は大臣の政治責任原理を含意していない、従って、大臣の政治責任原理を必要的構成要素とする議院内閣制の統治構造もそこには存在していない、とする見方が支配的なのである。

なお、制憲者意思から出発して、テキスト内在的に憲章の定める大臣責任制を読解するバルテルミイが、「当時の人士は、憲章に適用される方式が第一義的に重要だと確信していた。彼らは、憲章は憲政の外側の事柄として決定しておらず、実際の動態が決定的に重要なのだと感じていた。」⁸⁰と述べている点は示唆的であろう。大臣責任制に関する憲章の態度は、一般的なものに留まっていた。そして、第13条に明らかなように、憲章では、大臣の政治責任が生成するための最低限の前提条件が採用されていた。すなわち、国王無答責原則である。更に、大臣の議院出席権と発言権、大臣職と議員職の兼職可能性の原則も採用されていた。⁸¹

国王無答責と大臣有責制の二原則の取り合わせによって、執行権行使に係る責任の下方転移という政治的機制が生成し得ることと、かかる機制が政治の運行にとって重要性を有することはヴィトロールによって正当にも指摘されていた。彼曰く「代表制統治の第一の原理は、主権を有する人物が不可侵であること、これはイギリス人たちの言葉を借りれば、『彼は悪を為しえない』ということである。従って、彼の権力を保障するためには、その権力が常に媒介者を介して行使されるということ、このことに常に同意する必要がある。この媒介者は、このような名誉ある任務を受け入れることによって、自らの行政における方針、あるいは行為が、法律の力によって支えられた世論によって攻撃された際に、犠牲となることに甘んじるのである。これこそが『大臣の責任』と呼ばれるものであり、この最重要の条件を欠くときは、代表制統治は立ち行かなくなるのである。」⁸²と。また、大臣職と議員職の兼職可能性は「議院内閣制を認める全ての憲法にとっての一般的な、さもなくば唯一の、特徴」⁸³とされるほどの重要性を有する。従って、憲章第34～第36条の大臣関連規定を論じる際のオーリウが、「第13条を関連付けた rapproché 際の第54条が議院内閣制の幾つかの原則を含んでいる」と指摘する通り、⁸⁴憲章はその規定が包蔵する欠缺から、議院内閣制を生成展開させる余地を将来に向かって有していたという読み方は一概に否定されな⁸⁵いかもしれない。

しかし、オーリウやモラビトが正当にも指摘しているように、憲章は大臣副署原則を規定しておらず、⁸⁶それ故、無答責の国家元首からの大臣への責任の下方転移の機制に、相当の不明確性が伏在していたことを確認しなければならない。大臣副署制度が憲法上の原則とされなかったことからすれば、下方転移するところの責任の性質は第55条・第56条所定の刑事責任と類推されざるを得ない。それ故、「大臣の政治責任原理不在」を要因として、憲章が定める憲法構造が、議院内閣制のそれではない、⁸⁷と結論付けられることとなるのである。

- 52 L. Duguit, H. Monnier, R. Bonnard et G. Berlia, *Les Constitutions de la France et les principales lois depuis 1789*, *op. cit.*, pp.167-168.
- 53 *Ibid.*, p.167.
- 54 ラキエーズによれば、起草作業で中心にあったのは、ブーグノ伯 Le comte Beugnot, フェラン伯 Le comte Ferrand, モンテスキュー＝フェザンザック神父 L'Abbé de Montesquiou-Fézanzac であったとされる。A. Laquière, *Les origines du régime parlementaire en France (1814-1848)*, *op.cit.*,p.45.
- 55 *Ibid.*, p.70.
- 56 憲章第16条：「国王は法律を提案する」憲章第19条：「両院は、しかるべき対象に関する法律を提案するよう、国王に対して訴願する権限を有し、かかる法律が具備することが望まれる内容について示す権限を有する。」
- 57 ただし、復古王政の政治慣行が比較的初期において既に、憲章テキストに規定された手続からの遠心的傾向を見せていたことは確かである。憲章の規定では、法律発案に関係して両院が可能であるのは、これこれの法律が必要なので発案するよう国王に訴願することだけであり、各議院は、訴願の際に国王に説明すべき内容、すなわち当該立法の内容や必要性については、その議論を非公開の委員会で行っていた。しかし、王政復古から程なくしてこれらの議論は公開の審議で行われるようになった。このような変化は、国王に幾らかなりとも圧力を加えること、幾らかなりとも立法発案の実質を得ることを、両院に許したはずだ、と評されている。J. Garrigues(dir.), *Histoire du Parlement de 1789 à nos jours*, *op. cit.*, p.138.
- 58 例えば、第21条は、第19条の規定する国王への訴願に関して「この訴願が他の院によって採択されたときは、訴願は国王の下に送付される。訴願が否決されたときは、同一会期中における再提出はできない。」と規定して、訴願権行使を限界づけていたし、第46条は「国王によって提案あるいは承認されたものでなければ、かつ両院の理事部に送付されて審議されたものでなければ、いかなる修正もされ得ない。」と規定しており、国王が法案修正権を掌握していた。
- 59 清宮四郎『権力分立制の研究』（有斐閣、1950年、1999年復刻版第1版）276～277頁。
- 60 P. Rosanvallon, *La Monarchie impossible. Les Chartes de 1814 et de 1830*, *op. cit.*, p.15.
- 61 中村義孝編訳『フランス憲法史集成』（法律文化社、2003年）124頁。

- 62 A. Beugnot, *Mémoires du comte Beugnot, ancien ministre (1813-1815)*, E. Dentu, 1866, vol. II, p.207.
- 63 *Ibid.*, pp.207-208.
- 64 *Ibid.*, p.208.
- 65 cité par *ibid.*, p.208
- 66 B. Constant, *De la responsabilité des ministres*, *op. cit.*, p.445.
- 67 P. Bastid, *Les institutions politiques de la monarchie parlementaire française(1814-1848)*, *op. cit.*, p.325.
- 68 この問題に関しては、B. Constant, *De la responsabilité des ministres*, *op. cit.*, p.445.
- 69 この点に関しては、さしあたって、拙稿「大革命初期における大臣責任制の一断面－弾効的責任観に基づく動態を中心として－」『南山法学』第41巻第3・第4合併号（2018年）155～178頁を参照されたい。
- 70 L. Michon, *Le gouvernement parlementaire sous la restauration*, BnF Hachette, 2018 (éd.1905), p.34.
- 71 代議院では、第13条の有責原則から、「自身の省における全ての行為に関して大臣は責任を負うということを結論づけるのが妥当だということである。」との議論が為されていた。CD, AP, 2^e série, t. XIII, comité secret du 11 oct. 1814, p.134. また、CD, AP, 2^e série, t. XXII, séance du 25 mars 1819, p.449.
- 72 E. F. d'Arnaud, Baron de Vitrolles, *Du ministre dans le gouvernement représentatif*, E. Dentu, 1815, p.19.
- 73 J.-D. Lanjuinais, *Constitutions de la nation française* (reprod.), in V. Lanjuinais, *Oeuvres de J.-D. Lanjuinais, avec une notice biographique*, tome II, Dondey-Duprè père et fils, 1832, p.296.
- 74 例えば、CD, AP, 2^e série, t. XIII, Comité secret du 5 oct. 1814, p.45. ; CD, AP, t. XVIII, séance du 4 janv. 1817, p.36.
- 75 M. Hauriou, *Précis de droit constitutionnel*, 2^e éd., présentation par Jacky Hummel, Dalloz, 2014, p.312.
- 76 J. Barthélemy, *L'introduction du régime parlementaire en France sous Louis XVIII et Charles X*, *op. cit.*, p.10.
- 77 J. Laferrière, *Manuel de droit constitutionnel*, *op. cit.*, p.157.
- 78 P. Bastid, *Les institutions politiques de la monarchie parlementaire française (1814-1848)*, *op. cit.*, p.332.

- 79 「確かに1814年憲章第13条は大臣が有責であることを宣言している。しかし、この条文は、第55・第56条という、刑事手続の方式に関する規定を予示しているだけである。」M. Troper, *La séparation des pouvoirs et l'histoire constitutionnelle française*, LGDJ, 1973, p.96. ; 第13条の「第2節で語られている責任は、何ら定式化されていない。政治的な視角に着目すれば、大臣を指名し罷免する国家元首との関係においては、従属以外の何物も見出しがたい。憲章において唯一問題となり得る対議会責任は、刑事的性質のものである。」M. Morabito, *Histoire constitutionnelle de la France (de 1789 à nos jours)*, op. cit., pp.188-189. 「王政復古初期のフランス憲政における代表制をとりわけ大きく動揺させたのが、大臣の政治責任を認識する際の困難であった。大臣の政治責任に関する認識は、責任に関する刑事的な理解が受容されていたことで、完全に弱められていた。欽定の憲章に関する理解において、このような事情はよく顕れている。実際、極めてしばしば、反逆罪あるいは洗職罪を理由とする訴追について規定した第55条と第56条は、第13条において銘記された原理の最も厳格な発露であると理解されていた。第13条の規定に拠れば大臣は有責であるとのことであったが、しかし、これ以外のいかなる精密さも、同条は伴っていなかったのである。」A. Laquière, *Les origines du régime parlementaire en France (1814-1848)*, op. cit., p.151.
- 80 J. Barthélemy, *L'introduction du régime parlementaire en France sous Louis XVIII et Charles X*, op. cit., p.11.
- 81 憲章第54条：「大臣は、貴族院または代議院の議員となることが出来る。加えて、大臣は何れの議院に出席することも出来、大臣が要求するときは、何れの議院もその意見を聴聞しなければならない。」
- 82 E. F. d'Arnaud, Baron de Vitrolles, *Du ministre dans le gouvernement représentatif*, op. cit., p.9.
- 83 J. Barthélemy, *L'introduction du régime parlementaire en France sous Louis XVIII et Charles X*, op. cit., p.201.
- 84 M. Hauriou, *Précis de droit constitutionnel*, op. cit., p.311.
- 85 N. Havas, *La responsabilité ministérielle en France, Contribution à une approche historique des responsabilités politique et pénale des ministres de la Révolution de 1789 à la V^e République*, Dalloz, 2012, p.257.
- 86 M. Hauriou, *Précis de droit constitutionnel*, op. cit., p.312. ; M. Morabito, *Histoire constitutionnelle de la France (de 1789 à nos jours)*, op. cit., pp.188-

189.

87 M. Morabito, *ibid.*, p.188.

第3章 大臣責任をめぐる諸相

大臣の政治責任原理について飽くまでも沈黙を決め込む憲章に対して、政治的動向の中では、憲章が明文で規定する刑事責任原理に関連する立法整備を通じて、大臣の責任追及を実効化しようとするモーメントが生じた。このような状況が否応なく帯びるところの「政治性」は、極めて濃厚なものであった。確かに、憲章第56条が大臣の刑事責任に関する立法整備を予定していた以上、これは憲章内在的な自然の成り行きではある。しかし、それでもやはり、そこでの政治アクターの行動からは、憲章に銘記された法的責任という「器質」を通じて、政治責任という「機能」を生成しようとする意図が読み取られるであろう。大臣責任の概念はその時々政治的戦術として主張されていた。「学説は、論争に奉仕するものであって原理に奉仕するものではなかった。多数会派は議院内閣制を欲した。少数会派はそれに対して抵抗した。ひとたび政治的動機のための解決策が採択されたとなれば、それに成功した党派は、法的粉飾⁸⁸によって正当化に努めることとなった。」と、ガブリエル・レモンが仮借なく喝破する通りである。以下では、復古王政下の大臣責任制を巡る思想・立法動向、すなわち責任の刑事的形式を以て政治的実質を裏口から導入しようとする弾劾的責任観と、政治責任原理の法的構成或いは憲法編入の執拗な拒絶といった消息について検討を加える。このような消息は、復古王政下の憲政思想の水準と、政治的角逐の微妙な交錯のなかで生成されたのであった。

第1節 思想的動向

憲章自体は大臣の政治責任原理を明言していなかったうえ、後述の通

り、復古王政下の立法動向は政治責任原理も含めて、体制における大臣責任像を明確化させることに失敗した。大臣の政治責任原理に基づく議院内閣制を指向して憲法改正が行われることもなかった。しかし、政治責任原理と刑事責任原理が分節化されず、混然一体のものとして考えられていたか否かについては、これを否定的に解する見解と、肯定的に解する見解が対立する。⁸⁹ 有力な論者による、後者の立場に立った指摘が目立つ。ラキエズは基本的にはそのような理解に立っているようである⁹⁰し、リアルスも、「当時の偉大な公法学者、例えば、王党派からはシャトーブリアンとヴィトロール、純理派からはロワイエ・コラルとギゾー、そしてコンスタン、これらの誰一人として、技術的な意味において、議院内閣制と後世呼ばれることとなったところのものについて理解していなかった。何故なら、これらの公法学者のうち、誰一人として純粹な政治責任というものについては理解しておらず、政治責任は刑事的な形式においてすっかり弱められてしまっていたからである。」⁹¹と指摘している。

しかし、政論家たちの現実政治における身の振り方は兎も角として、彼らの言説それ自体－すなわち、憲政思想－を瞥見すれば、少なくとも思想ないし理念型という次元で論じられるものとしては、この二つの責任原理が相当程度自覚的に、区別されていた事情が看取される。例えば、ユルトラ（超王党派）の代表的なドクトリネールとして知られるヴィトロールは、バンジャマン・コンスタン以来の思想的文脈の上に立って、自身の考える「代表制統治 le gouvernement représentatif」にとって、大臣有責原則を国王不可侵原則－この原則が代表制統治の第一の原則である－のコロラリーとして位置づけている。⁹²そして、その上で、刑事責任とは全く異なる責任原理が存在する旨、明快に敷衍しているのである。「議会による攻撃が内閣全体に及ぶ場合には二つ考えられる。これらの場合、実際の訴追や、裁判などは生じることがない。つまり、一般的事柄に関する嚮導に関して、あるいは内閣によって採られた政治制

度に関して、無能 *incapacité* を理由とするにせよ、新任の喪失 *perdu sa confiance* を理由とするにせよ、批判が為される場合である。⁹³」と彼は語るのである。彼の言説はイギリス憲政に対する観察によって形成されたものであり、同国において弾劾制と議院内閣制という二つの異なる制度があることから、それぞれの制度によって問われる責任が別個独立のものであることを明確に認識している。弾劾制において問われる責任の原理に関して、「大臣の訴追において、庶民院は、多数派の意見以外の如何なる一定の規範もなしに、起訴陪審として機能している。庶民院は自身固有の働きにおいて、大臣を訴追するのに理由があるか否かを決定し、貴族院における手続の追行の為に委員を指名するのである。しかし、ここでの責任に関して、大臣は決して連帯的ではない。逆に、ここでの責任は、全く個人的なものなのである。」⁹⁴と断言している。更に、次のような言説はフランス近代初期における議院内閣制の思想的展開を考える上で、非常に示唆的である。「世論に対する責任の場合、あるいは大臣が集団として攻撃の対象となっている場合、彼ら大臣はいかなる起訴の対象にも、いかなる法的訴追の対象にもなることはない。そこでの問題は、彼らの政治的実在の喪失によって決着が付けられることとなる。⁹⁵」「民選制を以て、大臣は、政府に世論の力を結集する。これら世論が両院の多数派の意見として、とりわけ民選議員多数派の意見として表明されるものである以上、内閣は自身に対してより長い期間、かかる議院の多数派を保障し、自身をかかえる多数派と結びつける条件がなければならぬ。⁹⁶」そのため、憲章上（第14条）、国王の専権事項である大臣選定もまた、議会多数派に応じた布置でなくてはならないこととなるのである。ヴィトロールは「内閣に対して議会多数派の同意を保障するための第一の条件は、いうまでもなく、大臣の選任が両院の協賛なしで全面的に行われるようなことがない、ということである。すなわち、大臣の選任は偏に国王の権限に属する事柄であるが、しかし、君主は、議院における声が指名しているような人物を選ぶべく、心を砕くべきなのであ

る。何故なら、議院は自ずからかような人物と直接的に協働関係にあるのであり、議院があたかもこれらの人物と共同作品を作るような形で、またこれらの人物が議院に対して個人的な影響力を及ぼすような形で、協働関係が存在するからである。⁹⁷と、相当に踏み込んでいる。つまり、国王の大臣選定罷免権の行使は、予め民選議院内多数派によって為された決定に応じた、純然たる形式的手続であらねばならないとするのである。さもなくば、統治において大きな不都合が生じる恐れがあると、ヴィトロールは断言する。「最近のイギリスにおいて、これら諸大臣がかかる多数派の支えなくしてその職務に留まり続けた事例は存在しない... 何故なら、議院は、ただ予算への同意権という権限を用いさえすれば自身の絶対的な異議を申し立てることができるのであり、そうすることで、議院はかかる大臣衆に対する不支持を表明できるのであるから。⁹⁸」更にヴィトロールは、二大政党制の重要性を特に強調しつつ、⁹⁹代議制統治は、民選議院内多数派と合致した政治的構成の下、連帯的かつ有責という条件を備えた内閣が「その長の影響力の下で、内閣を創設し、その構成員各々に対して継続的な方針を与える国王と、内閣に対して依拠すべき支柱を与え、内閣の活動の裁判官となる両院との間に、中間的なコオルを樹立すること」¹⁰⁰を要求するのである、と述べている。これら言説から看取される思想の断片から判断する限り、ヴィトロールの先進性は注目に値する。その先進性は、次の二点に認められよう。¹⁰¹第一に、議会から内閣・大臣に対して与えられる「信任 *confiance*」を如何なる「刑事的犯罪類型 *incrimination pénale*」からも切り離して位置づけていた、という点で—つまり、「大臣責任」原理をフラットに論じるのではなく、法的領域に属する原理と政治的領域に属する原理とが、質的に異なることをはっきりと自覚していた点—である。第二に、「信任」すなわち政治的領域に属する大臣責任原理を、ひたすら「道義 *morale*」とか「名誉 *honneur*」とかいった抽象的観念と結びつけるに留まっていた、復古王政以来の思潮の中であって、この責任原理における責任主体

の「連帯性」を強調することで、隣国からの制度継受の動態の中で、フランスにおける議院内閣制思想の洗練化に貢献した点である。

内閣が国王のみならず、議会多数派の信任も受ける形で、議会と協働的に統治すべきだという発想はユルトラの同輩、シャトーブリアンにおいても見られる。彼の高名な著作、『憲章による君主制 De la monarchie selon la Charte』の中では、ヴィトロールと同様の主張、すなわち大臣を両院の統制下に置くべし、との主張が展開されていた。「大臣たちは、その『行政』に関しては国王に対してしか報告しないなどという尊大な言い回しを大目に見ていたら、行政という言葉は、直ちに、手前勝手な仕方で解釈されることになってしまうだろう。無能な大臣たちが手前勝手にフランスを破滅させる日が来るだろう。このような大臣の奴隷となった両院は、墮落の淵に転落するだろう。… そうであるから、原則というものを提起する必要がある。すなわち、両院は何であれ、自身の望むことを大臣に対して要請する権利を持つ、と。」¹⁰²しかし、復古王政期における大臣責任論は理論的混乱の中に置かれていた。二元的議院内閣制の実現の為に、国王に対する他に、議院との関係でも問題となる大臣の「責任」概念は、ユルトラの政治的観念においては混同されがちであり、ヴィトロール程の水準において、政治的原理と刑事的原理の明快な分節化が為されているかと言えば、事情は論者によってまちまちであったように思われる。例えば、ユルトラの有力者であったヴィレールは、大臣の政治的答責を議院の大臣訴追権のコロラリーとして捉える傾向を示している。「訴追する権限を有していることは当然のこととして、我々は大臣に対して情報提供 *renseignement* を要求する権限を有している。そして、貴族院において自身の潔白を証明するべく大臣たちに強いるか否かが我々の判断に拠る以上、我々は全く当然のこととして、協議した上で、大臣に対して幾らかの釈明を要求することができるのである。」¹⁰³と。同様の概念上の混同は、復古王政前半期の代議院において確かに確認されている。¹⁰⁴かような概念上の混同・不明確性

は、しかし、それらの言説が飽くまでも議会による内閣統制権の確立という政治的マニューバの一環として吐かれたものであるということ、すなわち、理論的明晰性よりも実践的合目的性に奉仕するものであったということ¹⁰⁵を考えれば、自ずから生じ得る事柄として評されよう。

如上、縷々引照したヴィトロルはじめウルトラの面々の政治的な主張、すなわち大臣衆に対する議院による政治的統制の主張が、近代議会制の嚆矢をフランスに齎したものであることは、最早周知の事柄に属すると言って良いであろう。¹⁰⁶ルイ 18 世の帰還に伴い、反逆者ナポレオンの下での議会の顔ぶれを挿げ替えた 1815 年 8 月の選挙によって「議会には攻撃的な王党派が供給された」。「これこそが、高名な、またと見出し難い議会、すなわちウルトラの議会」¹⁰⁷なのであった。「政府と世論は一致すべきであるから、政府は議会の多数派に基礎を置くべき」とのシャトーブリアンの理論¹⁰⁸が、「王権に対する議会権力の伸長を主張した」¹⁰⁹ものであるのは確かであり、憲政的には議院内閣制の嚆矢として性格付けられよう。しかし、要するに「彼らは議院内閣制を要求した。何故なら、彼らは多数派であった」¹¹⁰から、なのである。政論家の言説は、まず以て政治的利害に規定された、党派的言説であった。議会に大量供給された「攻撃的な王党派」は国王以上の右派であったが故に、「王党派の名にも関わらず、国王－王権との関係は微妙なものとなった。彼らが復古王政初期における議会特権の推進者として位置づけられるに至った結果論の皮肉な含意もまた、広く知られている。復古王政初期における王権の庇護者としての役回りは寧ろ中道寄りの議会人士によって担われることとなった。これらウルトラの対抗手たる中道寄り議会人士の中心的勢力が「純理派 doctrinaires」であり、彼らもまたウルトラと同様に、自身の利害を実現する為に、憲章と国王特権の堅持を掲げて、復古王政初期の議会政の中でウルトラと対峙していた。例えば、純理派の重要人物であるギゾーは、その著作の中で次のようなウルトラ批判を行っている。^{111, 112}「厚かましいことに、この派閥は憲章と王制の解釈を行って

る。三権が我が国の統治の為に協働しているが、しかし、この内の二権は彼らによって掌握されてはならず、彼らの伸長に対して抵抗的である。彼ら自分たちを主人だと考えているのは代議院の中だけのことである。状況が彼らをして理論を語らしめている。彼らの全ての努力は、彼らが掌握する代議院の中で、彼らが国王に対しては得ることの出来ない権力を得るために為されているのだ¹¹³」

純理派は復古王政初期の議会政の中で、事あるごとにユルトラの政治策動を妨害して回った。大臣の政治責任原理に基づく議院内閣制的統治構想も、それがユルトラの掲げるコンセプトであったがために、復古王政初頭の議会政における日常風景－両派の反目と非難の応酬－の中で、主題化されざるを得なかった。両院の多数派と内閣構成員の政治的自同性が、統治、すなわち立法と政治的嚮導の必要不可欠の前提条件であるとするユルトラ議員の発言¹¹⁴に対して、そのような統治構想は憲章が定める体制の基本的性格と根本的に衝突するという純理派議員の反論が見られた。「...大臣衆は国王の僕である。... 私見では、内閣が多数派を抑えることができないがためにその地位を放棄せざるを得ないというのは、遺憾である。この原理は、当然に正しいと認められたものであるといわれているが、しかし、この原理に従うと、統治するのは国王ではないということになってしまう。何故なら、国王は最早大臣を指名することが出来ないからである。国王は、いわゆる議会多数派なるものが気に入る人物を指名しなくてはならなくなり、ここから、結果として、統治するのは議会ということになってしまうのである。諸君、陛下の権威と、陛下の議会の尊厳とを、この仕組み以上に損なうものなど、一体考えられようか？」¹¹⁵したがって、復古王政初頭の純理派にとって、議院内閣制というメカニズムは、端的な否定の対象となった。ギゾーは、その著作の中で、「意欲し、行動するのは国王であり、国王のみが意欲する権利を持ち、行動する権利を持つ。大臣の任務は、国王の意欲するところを明確な形で表示するところにある。これは、大臣にとって、全ての

在り得る統治の中における義務であるのみならず、大臣の置かれた状況によって彼に課される要請である。すなわち、国王の意思なくして大臣は何者でもないし、何事も為しえないのである。」¹¹⁶と強調していた。復古王政初頭におけるユルトラと純理派の抗争は、大臣責任制に関する法整備に対して、暗い影を落としていた。大臣有責原則を強調し、議会の内閣に対する統制権を主張するユルトラの言説に対して、権力分立を強調する対抗言説の側は、大臣に対する統制権と大臣自身の責任はそれぞれ問題の位相を異とすること、大臣の政治責任と刑事責任が区別されることに依拠する傾向が確認されていた。¹¹⁷このような状況に鑑みれば、復古王政初頭の代議院における政治的角逐は、理論的水準の精練に裨益した面がない訳ではなかったと評することもできよう。しかし、ユルトラに対する対抗言説が目指していたことは結局のところ大臣の政治責任原理に基づく議会制の否定であり、憲章が予定していた大臣責任制の立法整備に対して疎外的な機能を演じることともなったのであった。

第2節 立法動向

憲章第56条が、大臣の「反逆罪」および「洗職罪」に関する規律を後の立法に委ねていたことから、復古王政期の政治動態の中で、大臣弾劾制に関する立法動向が記録されたのは、果たして当然のことであった。この主題に関する立法動向に関し、重要なものは復古王政初期の1814年から1819年にかけての5年間に集中している。憲章第56条の規定する大臣責任を明確化させるための立法動向の立ち上がりは素早く、1814年6月4日に憲章が成立してから3ヶ月足らずの同年8月23日には早くも最初の法案が代議院に提出されていた。百日天下を挟むその後の5年間の立法動向は、最終的な結果においては実を結ばないものであった。しかし、フランス近代議会制初期の段階において、大臣の政治責任原理が刑事責任原理から分離してゆく過程、もとい、大臣弾劾制に基づく議会制から、議院内閣制が分離・展開してゆく過程を観察する

上で、この5年間の立法動向を観察することで得られる知見の意義は有為のものである。そこで、かかる立法動向を、以下に、時系列的に瞥見¹¹⁸してゆくこととしたい。

憲章第56条が要請する「個別の法律」として最初のものは、1814年8月23日の代議院におけるファレス Farez 議員提出法案である。同法案は、全18カ条から構成され、憲章第56条の規定する「反逆罪」及び「流職罪」の罪刑について、追放刑や死刑を規定するなどして法定し、両院における訴追と裁判の手續についても規定していた。¹²⁰同法案は、代議院理事部に送付されて審議された後、ファレス議員の手になる同法案の内容をそのまま謄写した形で、代議院中央委員会が代議院に対して法案を示すこととなった。¹²¹代議院での審議過程での修正案に関しては、2本が記録されている。一つは、実体法上の問題として、反逆罪と流職罪の構成要件に職務上の義務違反と権限濫用を加え、手續法上の問題として、大臣に対する通常司法の管轄権を排除することを、それぞれ提案するシャラン Challan 議員による修正案、¹²²いま一つは、大臣責任を憲章第56条所定の「反逆罪」と「流職罪」に限定せず、質的により一層拡張しようとするファジェ・ド・ボール Faget de Baure 議員による修正案である。¹²³本稿の問題意識との関わりにおいて、より興味深いのは後者である。

ファジェ・ド・ボール議員の修正案は大臣責任を3類型に区別している。その類型化のアプローチは、刑事責任の次元を超え、明らかに質的に異なる責任原理を提示していると思われる点で興味深いものである。同議員は次のように説明していた。曰く、大臣の行為は「反逆罪あるいは流職罪に該当しない場合であったとしても、国家の利益にとって有害なものである場合があり得る。それ故、これらの行為を押しとどめるための手段を確立する必要がある。あるいは、これらの行為は、明白な反逆あるいは権限濫用の罪状にあたることもあり得る。そのような場合であれば、公訴の提起によってこれらの行為に対する法的制裁が与えられ

る必要がある。最後に、これらの行為は、それが如何なるものであれ、全面的に非難されるべきという訳ではないものの、それでもやはり私人に対して損害を与え得るものである場合があり得る。この場合、大臣はその損害の賠償を、私人に対して行う必要がある。かかる損害賠償は、純然たる民事訴訟によってなされることとなろう。」と。同議員の説明するところの責任類型の内、後二者がそれぞれ刑事責任と民事責任に当たるとして、第一の責任類型、すなわち国家利益に対する有害な行為に係る責任が、いかなる類型のものとして位置づけられるかは繊細微妙な問題である。この、刑事にも民事にも分類し得ない微妙な責任類型に関して、同議員が議院内閣制のメカニズムの中で作動する責任の形態、後代に所謂政治責任の方向を指向していたことは、同議員が、これら大臣責任の三類型のサンクションの在り方として、公訴の提起及び附帯私訴と並んで、勅語奉答に言及していた点から示唆される。同議員の修正案は、第2条で「これらの行為が国家の利益と全く合致しないときは、仮にこれらの行為が反逆罪または瀆職罪を構成しないときでも、両院はこれらの行為を調査対象とすることができ、国王に対して、最早国王の信任には値しないであろう大臣から信任を取り下げるよう、必要に応じて請願することができる。」と規定しており、第6条は、「両院の内の何れか一方の院の構成員であれば誰であれ、大臣の罷免を国王に要請しなければならないと考えられる政府の行為について指摘することができる」旨、規定していた。¹²⁵同議員は修正案の趣旨説明において「責任に関して、それを反逆行為、そして瀆職行為に限定するのは、かような大臣の責任を極めて限定された領域に押し込めてしまうことを意味する。反逆にせよ、瀆職にせよ、幸いなことにこれらの行為は極めて稀なものであって、訴追が必要とされる場面も少ない。しかし、正しい心と穢れない手で以てしても、人は極めて悪しき大臣となることができるのである。¹²⁶」と述べている。つまり、同議員における大臣責任観は、行為者における主観的契機を捨象した、純然たる結果責任を想定するものであつ

た。

かように敷衍された大臣責任観の中に、議院内閣制のメカニズムの中で作動する政治責任の原理を見出すのは、見易い道理であろう。しかし、この点に関し、次のようなロザンヴァロンの分析は正当である。「結局、ファジェ・ド・ボールは、厳密な意味における政治的方向を追求していたというよりも、寧ろ行政の無能をサンクションすることを目指していたのである。彼が模索していたのは、ある大臣を個人的なフォート¹²⁷を理由として個人的に攻撃することだったのであり、多数派の見解とは相反する内閣の集団的な政治的行動を攻撃することではなかったのである。」ロザンヴァロンが指摘する通り、ファジェ・ド・ボール議員の修正案は、その劈頭において既に、大臣責任の連帯的性質を等閑視¹²⁸していた。また、同議員の修正案がある種の大臣責任に対するサンクションとして罷免を想定するものであったにせよ、そのメカニズムの中で両院が果たし得る作用は「請願」に留まる。そこに大臣の「政治責任」を見出すにしても、かかる責任は原理的には国王に対する関係でのみ存在するものであって、同議員の大臣責任観と議院内閣制の統治構造との距離は、依然大きなものであると評せざるを得ない。同議員の修正案は代議院の審議過程で、相応の反響を呼んだようであり、その修正案における大臣責任三元論のアプローチを支持し、責任追及態様を具体的に敷衍するような議論も為されたようである。しかし、原案提出者のファレス議員から「私の発想からすれば全く新奇なものであって、私の発想とは何の関わりも持つはずがない¹²⁹」と指摘され、法案修正ではなく別個の新たな法案の提出が必要であると指摘されるに至り、結局、法案は成立していない。

立法動向は、その後の体制の動揺によって一時中断するが、百日天下収束後に立法動向は再び動き出し、1816年12月には、王党派の古参・大物として著名なラリー＝トランドル Lally-Tollendal¹³⁰議員が貴族院に法案を提出した¹³¹。同法案も、百日天下に先立つファレス議員提出法案と

同様に、大臣責任に関する理解において、法的次元を超越する性質を見出している点で興味あるものである。

ラリー＝トランドル議員の基本的発想は、憲章の規定する大臣責任原理に関して、第13条を「一般的 général」責任と理解し、第55・第56条所定の責任とは別個独立のものと見做すところにある。同議員は「訴追 accusation」という概念と「責任 responsabilité」という概念を明確に使い分けている。現代の用語法からすれば、そこでの「訴追」という概念は「刑事責任」に対応しており、他方、同議員が「責任」という言葉を大臣に関して用いている場合、それは「政治責任」に対応している。彼は、「訴追は、敵対的で攻撃的なものであり、必ず公開のものである。¹³²」「訴追は一つの明確な行為 un acte である。それは一つの事実、一つの理由 un lieu、一定の時点と結びついている。訴追は瞬間的状况から生成するものであり、即時の手續によって審理され、終局的な裁判によって終結する¹³³」ものであると定義づける。他方で、彼は、自身の用語法における「責任」概念に関しては「責任は、無罪であったとしても危険な大臣から諸事を遠ざけ得るものである。無罪であったとしても違憲な大臣、例えば、実直ではあるが無能な大臣がそれである。訴追というものは、有罪であると推定されている大臣に対してしか攻撃を加えられないのである。」¹³⁴と定義風に述べる。そして、更に「大臣は、行政に入る entrer 正にその瞬間に、責任に入る entrer。敢えて言い表すならば、そのような表現となろう。大臣は、自身が提案、または執行する諸措置に対して応答する。大臣は、自身が上級者に対して与えた助言に、また、自身の下級者に対して与えた命令に対して応答する。自身が許可したこと、または自身が発した命令に対して応答する。そして最後に大臣は、自身の職務の遂行において、自身の署名または副署によって臣民の財産、自由、そして安全に対して与えた悪影響の全てに対して応答する¹³⁵。」と敷衍している。以上の法案趣旨説明から、ルイ18世によって登用されたオールド・リベラリストの大臣責任観が、弾劾的責任観とは質

的に異なるものであることが分かる。そこでの「責任」概念は、刑事責任とは明らかに異なる原理である。¹³⁶ 同議員は、憲章第55・第56条が要請する刑事手続法制化の必要性和、一般的なものとしての「大臣責任」は、全くの別問題であるという見方、また、前者が例外で、後者が常態であるという見方を採っていた。¹³⁷ 同議員は、大臣は法で禁じられていないことなら何でも自由裁量的に行ってよいはずなどなく、法的根拠がなくとも、両院は大臣に対して稟明と文書提出の要求が出来るし、これらの要求が拒否された場合に勅語奉答を行うことは両院の当然の権能であると考えていた。これら議會政における常態の生理としての大臣責任の機制が機能不全を起こした際の最終手段として、反逆罪あるいは流職罪へのサンクションが用意されている。このように同議員は考えていたのである。

また、同議員の演説から、そこで論じられた「責任」概念が、議院内閣制的構造と親和的な原理であることを読み取ることができる。「大臣は国王と国民の両方に対して、同時に責任を負う。国王との関係では大臣は従者であり、大臣は彼の権限を執行する。国民との関係では、大臣は彼らの運命を決定づけ、彼らに対する租税について規律する。」¹³⁸ 「大臣が国民の代表者に対してしか応答しないとなれば、大臣は人民の大臣となり、国王の大臣ではなくなる。君主の全き性格は危険に曝され、それとともに王国の安泰は損なわれる。大臣が国王に対してしか応答しないとなれば、国王は、彼ら大臣にとって、欺くべき唯一の人物、誘惑すべき唯一の人物となるだろう。」¹³⁹ 同議員の構想する憲法構造は、一般的に、七月王政下にその実現が同定されているところの二元主義的議院内閣制の方向を明らかに指向していると見てよい。

古参の大物議員による法案提出が復古王政下における大臣責任制の立法動向に与えた影響には大きなものがあつた。貴族院は、同議員の提出した法案の審議に先立って、早くも同法案に関する特別委員会を設置している。¹⁴⁰ 貴族院におけるこのような動向に対抗して、大臣責任の立法整

備のための政府提出法案が代議院に提出されることとなる¹⁴¹。そして、1817年2月3日の代議院本会議において、当時の法相パスキエ男爵によって為された法案趣旨説明は「政治責任 *responsabilité politique*」という表現を用いて大臣責任原理を論じることで、復古王政期における憲政と大臣責任制の展開過程にとってのみならず、大革命以来のフランス憲政と大臣責任制の史的展開過程一般にとって、一時代を画するものとなったのである。

パスキエ法相は、執行権の責任一般の問題に関して、「政府の一般的責任」と「各大臣の個別的法的な責任」¹⁴²の区別を行っている。法相の説明は、前者の責任に関して、単に大臣の職務権限行使に関する無能や、時宜不適合性だけでなく、政府と両院の不合意をサンクションするものとしても位置付けていた点において、注目される。かかる政府の一般的責任は「政府が、それなくしては無為と無力に陥ってしまうような基本的行為に関して、両院の合意を得るように義務付けられているということ、ただそのことだけを理由として存在する。一般的責任は、実体的で、実効的なものである。何故なら、両院からのかような同意を得るに先立って、それらの政府行為は公開の討議に付されることとなるからである。」¹⁴³と、法相は説明している。このような説明から、政府は両院の信任の下に行動すべし、という議院内閣制の格率を読み取ることは容易である。更に、法相は、大臣の個人的で法的な責任、すなわち弾劾制のシステムの中で問われる刑事責任原理と比較した場合、政府の責任は「一般的」で「集団的」な原理であると敷衍した。そして、その過程で、かかる政府の責任の「一般的・集団的」な性質が「政治的 *politique*」という形容詞を以て説明されたのである。「私が考えている責任の内、これは、最も有用なものである点で、それは、第一義で、最も破壊力に富む *périlleuse* ものである。政府の行為の全てについて、また、政府の個別具体的な行為について、また、政府の官吏の一人一人全ての行為について、政府全体 *tout entier* に対して負わされているのが、

この重大なる政治責任 la grande responsabilité politique なのである。¹⁴⁴」

パスキエ法相がここで語る「政治的 politique」という言葉が気紛れから生じた内容空疎な形容句ではないことは明らかである。この言葉は、弾劾制の枠組の中で問われる法的な責任原理との差異を意識しつつ、議会制との密接な連関の下に用いられていたのである。「権力に不可分な形で付随する campagne inséparable du pouvoir 責任は前者（＝政府の一般的責任、すなわち「この重大な政治責任」；引用者注）であり、これは法によって定義されることも制限されることもできないものであって、全面的に政治的秩序の中に留まる demeure entièrement dans l'ordre politique ものであり、この責任は裁判所の判断 jurisprudence の中に自らの占めるべき席を見出すことがない。これに対して後者の責任は、その性質上、より一層明確に枠づけられたものであり、ある特定の諸行為に対して個別具体的な形で結びついている。この後者の責任は、如何なる事柄、如何なる手続に大臣が服すべきかを規定する法律によって性格付けられ、規律されることを要する。大臣の責任に関する立法が不可能であると考えられているのは、このような二つの責任の相違が見落とされているからなのである。」¹⁴⁵「国家にとって重要な事柄、それはかくも多くの悪しき大臣たちをことごとく裁判にかけ、断罪することではない。これら悪しき大臣たちをその職務に留まらせないことである。さて、代議制統治の制度において如何にすればそうすることが可能となるだろうか。かかる目標の達成は、責任に関する個別の法律によってではなく、責任固有の性質から発せられるエネルギーのみを以て可能となると言える。それ故、かようにして必然的に実定法の埒外に存する事柄を、法律の中に導入しようと努める必要は皆無である。責任が問題となり得る全ての条件を定義づけようとする法律があるとすれば、それは権力よりもむしろ自由にとって危険なものであり、王権よりもむしろ国家にとって危険なものであり、大臣よりもむしろ議会にとって危険なものとなるであろう。」¹⁴⁶

大臣責任に関する後世の研究が夙に指摘する通り、フランス憲政史における大臣責任原理は、如上のパスキエ法相演説において初めて、議会制との有機的連関の中で弾劾制の枠組みから脱した「政治責任」のフォーム、すなわち議会との間で、連帯的な形で現象し、政治的秩序の中で完結する責任原理の枠組みを明確化させるに至った。¹⁴⁷しかし、パスキエ法相の説示に係る政府提出法案は結局成立せず、1819年1月28日、政府は新法相ド・セール de Serre の手で別の法案を代議院に提出した。しかし、同法案は大臣の刑事責任以外の責任類型については何等述べるところがないばかりか、今度は審議の機会はおろか法相による法案趣旨説明の機会すら与えられなかったのであった。¹⁴⁸結局何れの法案も成立せず、その後の復古王政下においては、大臣責任に関する立法動向は全く停滞してしまった。ユルトラと純理派の抗争は執拗に続いていたが、1821年12月、ユルトラの政府が成立（ヴィレール内閣）する。バルテルミイは「純理派は、政府がユルトラによって擁護されているときには政府と反目し、政府がユルトラによって戦いを挑まれているときは政府を擁護した¹⁴⁹」と評する。曲りなりにも「教理」として、一定の理論的外皮を具えていた政論家たちの言説は、しかし、結局のところ、その場限りのポジション・トーキングに過ぎない—この事実が暴露されてしまったことで、理性的討議の前提条件は決定的な形で破壊されてしまったのである。この時代の党派的言説が、その党派性故のご都合主義とは別の次元で、「議会の権力の確立に対して貢献するところ大であったということ、そして、これら党派が、理論上も、実践上も、代表制統治を大きく進歩させたということ」¹⁵⁰は、確かに事実であろう。しかし、「大臣責任」という主題は、政府と議会の対抗関係において両者の死命を制しかねない政治マニューバにとって規定的なものである。かような主題を実定法の次元で制度化するための議論は、理性的討議の共通基盤が殆ど失われた状況下では、あまりにも際どいものである。イギリス逗留の経験から、同地での議会制を大いに理解し、賞賛さえしていた開明的なルイ

18¹⁵¹世は逝去した。そして、新国王シャルル 10 世の反動的な治世が始まった。この君主の治世の下で、大臣責任制に関する論議は、議論の実益を大きく殺がれた。如上の立法動向は、結局、政治責任原理に基づく大臣責任制の組織化に失敗した。そこでの経緯を、バルテルミイは、大臣の刑事責任を「口実 prétexte」として為された、政府行為に対する両院の議員からの統制権要求運動として性格付けている。¹⁵²記録に残る種々の言説を見る限り、復古王政期における諸々の政治アクターが、議院内閣制の構成因子としての大臣の政治責任の原理とメカニズムを理解していなかったとは考え難い。彼らは、その時点において憲法制度が提供し、自身らが利用できる道具立てを最大限利用して、純然たる刑事責任とは異なる責任類型を現象させようとしていたのであり、かかる企図が自ずから有する限界が、立法動態において顕在化したのであった。これらの政治的企図は、安定的な法制度として顕現し得えず、議会に対する連帯的な責任原理は確立され得なかった。とはいえ、次第に反動化してゆく体制の中で強力な制約を被りつつも、次章で検討する政治動態の中で、折に触れて現象してゆくこととなる。

88 G. Rémond, *Royer-Collard, son essai d'un système politique*, Sirey, 1933, p.31.

89 N. Havas, *La responsabilité ministérielle en France, Contribution à une approche historique des responsabilités politique et pénale des ministres de la Révolution de 1789 à la V^e République*, op. cit., p.259.

90 A. Laquièze, *Les origines du régime parlementaire en France (1814-1848)*, op. cit., p.151.

91 S. Rials, Acte additionnel, op. cit., p.35.

92 T. Pasquier-Briand, *La réception de la Constitution anglaise au XIX^e siècle, une étude du droit politique français*, thèse, LGDJ-Lextenso, 2017, p.253.

93 E. F. d'Arnaud, Baron de Vitrolles, *Du ministre dans le gouvernement représentatif*, op. cit., pp.25-26.

94 *Ibid.*, p.23.

95 *Ibid.*, p.28.

- 96 *Ibid.*, pp.29-30.
- 97 *Ibid.*, p.30.
- 98 *Ibid.*, p.31.
- 99 *Ibid.*, pp.69-70, p.74.
- 100 *Ibid.*, p.79.
- 101 T. Pasquier-Briand, *La réception de la Constitution anglaise au XIX^e siècle, une étude du droit politique français*, *op. cit.*, p.254.
- 102 F.-R. de Chateaubriand, *De la monarchie selon la Charte*, Imprimerie Le Normant, 1816, chapitre. XV. ; シャトブリアンの憲政思想に関しては、前掲・宮澤俊義「シャトブリアンの議院制の理論」『憲法と政治制度』119～150頁。
- 103 Comte de Villèle, *Mémoires et correspondance du Comte de Villèle*, Librairie académique Didier Perrin et Cie, 1888, t. I, pp.429-430.
- 104 「両院は、監視という方法によって行政に参与することができる。そして、このことは、大臣の責任及び大臣責任の訴追権からの必然的帰結である。」
CD, AP, 2^e série, t. XXIV, séance du 14 mai 1819, p.412.
- 105 もっとも、後述する通り、議会と政府の紐帯を、前者から後者に対する統制権を梃子として実現しようとするウルトラの議院内閣制構想に対して、強力な対抗言説が代議院において華々しく展開されていたこと、それら対抗言説の中には、協働よりは分離を強調する消極的権力分立観を下敷きとし、大臣の政治責任原理と刑事責任原理の相違を自覚的に敷衍する言説などがあったことも考えれば、復古王政初頭における憲政思想の水準一般が、大臣責任原理をかようにも一般的不分明な形で理解していたという主張は、さして説得的ではない、と思われる。
- 106 辻村みよ子・糠塚康江・前掲『フランス憲法入門』35頁。
- 107 P. Bastid, *Les institutions politiques de la monarchie parlementaire française(1814-1848)*, *op. cit.*, p.97.
- 108 辻村みよ子・糠塚康江・前掲『フランス憲法入門』35頁。前掲・宮澤俊義「シャトブリアンの議院制の理論」『憲法と政治制度』137頁。
- 109 辻村みよ子・糠塚康江・同上。
- 110 J. Barthélemy, *L'introduction du régime parlementaire en France sous Louis XVIII et Charles X*, *op. cit.*, p.177.
- 111 「純理派」に対して、パリ法科大学における憲法講座設置とギゾーの関わ

りを論じる時本義昭は、次のような説明を与えている。「純理派 (doctrinaires) は、復古王政下において立憲王党派の一つとして出発し、右派支配の時期には政権から排除されていたが、七月王政下において政権の中枢を占めるに至った。ギゾー以外の中心メンバーは、ロワイエ＝コラルやド・ブローユなどであるが、特別なリーダーが存在したわけではなく、純理派は政治的党派というよりも、「政治的行動の基礎となる教義をみいだそうとする人たち」から成るいわば知的・政治的サークルである。その政治的主張は、君主制原理＝旧いフランスと革命の成果である自由・平等の理念＝新しいフランスとを和解させて、自由・平等を一定の見地と秩序との下で実現することであり、その理論的手段の一つが理性主権 (souveraineté de la raison) である。」時本義昭・前掲書『フランス近代憲法理論の形成』59～60頁。ユルトラ同様、その言説に何等かの憲政史的性格づけが与えられようと、彼ら純理派の言説は、その主観的企図からすれば、「理論」として吐かれたものでなければ一貫性にも乏しいものであった。この点には、一応留意しておくべきであろう。バルテルミイも「純理派」に関して「その名、その態度に信を置くべきではない。これら純理派は理論には乏しかった。彼らは、現状を説明し、正当化し、理解し、現状に対して諸制度を据え付けるに際して、確固たる諸原理に導かれることがなかった。」と評している。J. Barthélemy, *ibid.*, p.188.

- 112 「純理派」にせよ「ユルトラ」にせよ、今日いわゆる組織政党の次元で規律ある集団ではありえなかった点については、いちおう注意が必要である。フランスにおける組織政党は1901年の「アソシエーション契約に関する1901年7月1日法律」までは公式に存在し得なかった訳であるし、そもそも、19世紀前半の政治動向は、政治的二極分化を可能にするものではなかった。A. Castaldo et Y. Mausen, *Introduction historique au droit*, 5^e éd., Dalloz, 2019, p.488.
- 113 F. Guizot, *Du gouvernement représentatif et de l'état actuel de la France*, Maradan, 1816, p.14.
- 114 CD, AP, 2^e série, t. XVI, séance du 30 mars 1816, p.756.
- 115 *Ibid.*
- 116 F. Guizot, *Du gouvernement représentatif et de l'état actuel de la France*, *op.cit.*, p.39.
- 117 「反逆罪あるいは汚職罪を理由として大臣を訴追する議院の権能は、大臣の行状に関する報告を求める権能を必然的に包含するものとは言えず、単なる

- 説明要求権を含むものとも言えない。」CD, AP, 2^e série, t. XV, séance du 23 déc. 1815, p.605. ; 「我々は道を誤らないように自戒する必要がある, 諸悪中の最悪のもの, すなわち諸権力の混同を回避するために自戒する必要がある。端的に言えば, 我々は大臣を訴追する権限を有しているが, しかし, 彼らに対して, 彼らの行状を報告するように要求する権限は有していないのである。」CD, AP, 2^e série, t. XV, séance du 23 déc. 1815, p.604.
- 118 以下の立法動向に関する紹介・検討として, 特に以下を参考とした。P. Rosanvallon, *La Monarchie impossible. Les Chartes de 1814 et de 1830*, *op. cit.*, pp.86-89. ; A.-G. Bel, *La responsabilité pénale des ministres d'après le droit français actuellement en vigueur* (éd.1899), Hachette BNF, 2017, pp.29-38.
- 119 Proposition de M. Farez de préparer un projet de loi établissant les règles nécessaires sur la responsabilité des ministres, CD, AP, 2^e série, t. XII, séance du 23 août 1814, p.386.
- 120 なお, ファレス議員提出法案に関しては, L. Ferstel, *Histoire de la responsabilité criminelle des ministres en France depuis 1789 jusqu'à nos jours*, (éd. 1899), Hachette BNF, 2014, pp.66-73. ; A.-G. Bel, *La responsabilité pénale des ministres d'après le droit français actuellement en vigueur*, *op. cit.*, pp.29-33.
- 121 CD, AP, 2^e série, t. XIII, séance du 5 oct. 1814, pp.44-50.
- 122 CD, AP, 2^e série, t. XIII, comité secret du 11 oct. 1814, pp.134-141.
- 123 CD, AP, 2^e série, t. XIII, comité secret du 15 oct. 1814, pp.171-178.
- 124 *Ibid.*, p.172.
- 125 *Ibid.*, p.177.
- 126 *Ibid.*, pp.172-173.
- 127 P. Rosanvallon, *La Monarchie impossible. Les Chartes de 1814 et de 1830*, *op. cit.*, pp.86-87.
- 128 修正案第1条: 「大臣は, 政府の全ての行為に対して, 自身の関係する省に関して, 各々 chacun 責任を負う。」CD, AP, 2^e série, t. XIII, comité secret du 15 oct. 1814, p.177.
- 129 CD, AP, 2^e série, t. XIII, comité secret du 18 oct. 1814, p.206.
- 130 ラリー＝トラングル Trophine-Gérard Comte de Lally-Tollendal (1751～1830) は, 大革命期初頭の全国三部会に貴族階級代表として出席して以来の長

- い政治的経歴と、ブリュメール 18 日以降、帝政と関わりを持たなかった政治的節操の固さを評価され、ルイ 18 世によって貴族院議員に勅任されていた。彼の略歴に関しては、桑原武夫編『フランス革命の研究』（岩波書店、1959 年）669～670 頁。
- 131 同法案については、CP, *AP*, 2^e série, t. XVII, séance du 10 déc. 1816, p.621. ; 法案趣旨説明に関しては、CP, *AP*, 2^e série, t. XVII, séance du 24 déc. 1816, pp.671-682.
- 132 CP, *AP*, 2^e série, t. XVII, séance du 24 déc. 1816, pp.671.
- 133 *Ibid.*
- 134 *Ibid.*
- 135 *Ibid.*, p.673.
- 136 P. Bastid, *Les institutions politiques de la monarchie parlementaire française*, *op. cit.*, p.327.
- 137 CP, *AP*, 2^e série, t. XVII, séance du 24 déc. 1816, pp.677-678.
- 138 *Ibid.*, p.673.
- 139 *Ibid.*
- 140 CP, *AP*, 2^e série, t. XVIII, séance du 4 janv. 1817, p.33.
- 141 CD, *AP*, 2^e série, t. XVIII, séance du 3 févr. 1817, pp.486-492.
- 142 CD, *AP*, 2^e série, t. XVIII, séance du 3 févr. 1817, p.488.
- 143 *Ibid.*
- 144 *Ibid.*
- 145 *Ibid.*, pp.488-489.
- 146 *Ibid.*, p. 489.
- 147 P. Bastid, *Les institutions politiques de la monarchie parlementaire française*, *op. cit.*, p.182 ; P. Desmottes, *De la responsabilité pénale des ministres en régime parlementaire français*, LGDJ, 1968, p.172. ; N. Havas, *La responsabilité ministérielle en France, Contribution à une approche historique des responsabilités politique et pénale des ministres de la Révolution de 1789 à la V^e République*, *op. cit.*, p.274.
- 148 CD, *AP*, 2^e série, t. XXII, séance du 28 janv. 1819, pp.653-656.
- 149 J. Barthélemy, *L'introduction du régime parlementaire en France sous Louis XVIII et Charles X*, *op. cit.*, p.191.
- 150 P. Duvergier de Hauranne, *De la réforme parlementaire et de la réforme*

électorale, 2^e éd., Paulin, 1847, p.43.

151 モーリス・デュヴェルジェ（時本訳）・前掲書 89 頁。

152 J. Barthélemy, *L'introduction du régime parlementaire en France sous Louis XVIII et Charles X*, *op. cit.*, p.220.

第 4 章 復古王政期における「議院内閣制」の実態とその限界

デュヴェルジェは、イギリス逗留の経験からイギリス憲政に理解を持ち、「議会の信任を得ている大臣を任命することによって、議院内閣制の規範を正確に適用しようとした」ルイ 18 世の下、復古王政は、種々の議会政の諸技術－勅語奉答や請願、詳細制の下での予算審議－を用いて、議院内閣制の方向へと向かった、と強調している。体制にとっての¹⁵³基本法である 1814 年憲章が議院内閣制を規定するものではないことはデュヴェルジェも指摘する通りであるが、しかし、「大臣の議員兼任・議院への出席・発言権」（第 54 条）、「国王の議会招集・解散権」（第 50 条）、「国王の神聖不可侵」原則（第 13 条）等の諸規定を含む憲章が、それ自体として大臣の政治責任と議院内閣制の要素を規定するものであることを強調する理解もまた、主張されている。¹⁵⁴

復古王政下－正確にはルイ 18 世治下と言った方が良いであろうが－における議院内閣制の萌芽的展開について最大限積極的に解しようとするこれらの見解に対しては、既に本稿第 2 章第 2 節は、主として学理的なディスカールを援用することで、否定的な評価を与えた。以下、第 4 章での行論は、より実証的なアプローチに基づいて、復古王政期議会政の停滞的局面を強調すべく企図するものである。すなわち、少なからぬ論者によってその萌芽的形質が認められている「復古王政期議院内閣制の展開」なる現象に関して、それが、政治動態における客観的諸現象の列挙においても、政治的諸アクターの主観的企図の記録においても、後代所謂「議院内閣制」の実質を具えていたとは言い難いことを論証しよ

うとするものである。¹⁵⁵

第1節 議会政における諸技術の発展

復古王政下、議会は政府の政策を批判し、統制する為に、一つは政治的形式の技術、他方では刑事的形式の技術を用いた。何れも、政府の政策に対する批判・統制の為に大臣衆を攻撃するという政治的企図に出た行動ではあるが、しかし、その行動の形式は大きく異なる。後者が大臣弾劾制の技術であり、前者が議院内閣制のフランス政治動態への適用を指向する、議会政の諸技術である。かかる諸技術は、具体的には三つの技法に細分化されている。大臣質問－問責質問 *interpellation* の技法こそ未だ存在しなかったが¹⁵⁶、議員たちは「勅語奉答」・「請願権の行使」・「政府質問 *question au gouvernement*」という純然たる政治的技法を用いることが出来た。これらの技法は、議員からの大臣衆への強烈な不満を表明する技法であり、立法府からの執行府に対する有力な圧力行使手段であったが、同時に、その行使の結果としては何等の法的サンクションも用意されていないという意味で、純然たる政治的技法なのである。

これら三つの政治的技法の内、憲章上に根拠を有していたのは「請願権の行使」のみである。憲章第53条は、「いずれの議院に対するいかなる請願も、書面においてのみ行使され、提出される。本人が請願を演壇において行うことは法律によって禁止される。」と規定していた。同条が請願の対象とする事項が何であるかは条文からは不分明であるが、復古王政下、同条は立法府の執行府に対する干渉手段としての意義を強く帯び、特にユルトラ議員たちが、憲章施行後ほどなくしてこの技法に訴えて政府への説明要求を行い始めた¹⁵⁷。請願権の行使に係る手続として、議院が取り得るアプローチは、都合4通り存在した。すなわち、審議の後、①単なる議事日程 *ordre des jours pure et simple* を決議する、②請願報告書を当該大臣へと送付する旨決議する、③議院としての勧告を付した請願報告書を当該大臣へと送付する旨決議する、④請願報告書の

内容に対する議院としての「所感 impression」を決議する、の何れかであり、①以外の方法が、大臣に対する議院からの消極的価値判断を表明する手段たり得るのは当然である。¹⁵⁸つまり、大臣に対する、強弱・濃淡を伴った多彩な圧力行使が、憲章第 53 条によって議院に対して保障されていたということになる。しかし、このような憲章第 53 条所定の手続の、対政府統制技法としての実効性には大きな限界があった。それが顕在化したのが 1816 年 11 月における、法相を糾弾する代議院への請願である。¹⁵⁹この請願は、ユルトラの機関誌上で内相を批判したユルトラ議員の親族が逮捕された事案について、議員が法相を糾弾したというものである。同請願の検討に当たった委員会は、内相に対して事の経緯に関する説明を求めたが、内相は拒絶した。このような事態に対して、代議院内では、憲章第 53 条を根拠として、請願内容に関する大臣の釈明義務を解釈・主張することが出来るか、という議論が生じた。ユルトラを中心とする議員から、最終的で例外的な手段である弾劾に先立って、情報開示手続と、大臣の釈明が一般的・義務的に必要である等の主張が為されたが、¹⁶⁰成功しなかった。内相は釈明義務を否定し、¹⁶¹代議院議員の大多数も内相のそのような主張を正当とした。審議の後、請願は理由なしとされたのである。¹⁶²

もっとも、憲章第 53 条の政治的技法が大臣に対する強制力を欠くことの不都合は、少なからぬ議会人士によって、その政治的党派を問わず、問題意識として共有されていたようである。1818 年 12 月には、請願報告書に対する議院の権限を代議院規則中に制度化し、大臣への請願報告書の送付に辞職勧告を付せるようにする法案が提出された。¹⁶³「請願権は市民にとっての自然権である。議院にとっては請願権は政治的権利である。何故なら、請願権によって、議院は、高度な監視を行う手段を、自身に属するものとして付与されることになるからである」と演説して同法案を支持したロワイエ＝コラルの¹⁶⁴声もあり、同法案は採択された。ところが、同法案は審議過程で大きな修正を受け、大臣への辞職

勸告に関する規定は削除されてしまった。採択された条文から、政府統制の機能は骨抜きにされてしまったのである。¹⁶⁵大臣質問－問責質問 interpellation 登場に先立つ段階において、議院に政府への統制契機を保障した憲法制度であるという意味で、憲章第 53 条の「請願」の手続が占める意義は、学説によって高く評価されている。しかし、この制度が「大臣の責任」を確立することに裨益したかと問えば、それは多分に疑わしい。大臣は飽くまでも、議院からの釈明要求を任意に拒絶できた。そうである限りにおいて、議院による対政府統制権能として理解されるとき憲章第 53 条の手続と、大臣および政府の側の説明責任とが、対応関係にないからである。

モラビトは、憲章第 53 条所定の「請願」の技法の方が「よりすぐれた」統制権を両院に付与したと評しているが、¹⁶⁷近代フランス憲政の展開過程を俯瞰する視座から眺めるとき、19 世紀前半の立憲君主制の時期においてフランスに議院内閣制を萌芽させた技術として、憲章第 19 条に「暗示された」¹⁶⁸に過ぎない勅語奉答の技法が有する意義は伝統的に大きなものがある。第三共和制の成立によって共和政体が決定的となるまでの約 1 世紀の近代フランス憲政史の中で、君主制を採用した政体においてはほぼ例外なく、この技法を介して政府を統制しようとした議会政の営みが観察されているからである。憲政史上、この技法は必ずしも成文憲法典によって規定されてきた訳ではないが、1791 年憲法下の最初の立憲君主制以来、第二帝政に至るまで、伝統的・慣行的に、議院の重要な権利として認められてきたものであり、¹⁶⁹その制度的基盤は復古王政下においても決して脆弱なものだった訳ではない。実際、憲章こそこの技法を規定していなかったが、「両院と国王間の関係ならびに両院間の会同に関する規則 *règlement portant sur les relations du Roi avec les chambres et des assemblées entre elles*」が、この技法に対する明文の根拠を与えていた。¹⁷⁰この技法が、憲章に規定された正式の手続である請願と並んで、議院による有力な政府統制技法であったことについては衆

目が一致するところであり¹⁷¹、政府攻撃のための手段として、議員たちはこの技法を積極的に利用していた。

特に重要な事例として援用されるのが¹⁷²、1821年11月26日の代議院における奉答案の審議である。¹⁷³同時点で代議院多数派であったユルトラによって第二次リシュリュー内閣による対外政策に対する批判が奉答案に書き込まれたことに端を発し、奉答案中の政府批判のくだりに対して「不当な injurieux」なものだから削除せよ、と政府が反発したことで紛争が生じた。¹⁷⁴議員たちは、勅語奉答を通じた自身らの政府攻撃は正当であると弁じている。「国務評定官の言説が国家の利益と相容れないものであると感じたのであれば、それと闘うことは我々議員にとっては権利であり、義務でもある。」¹⁷⁵「勅語に対する返答が、真実を偽装し、国王の眼から真実を見えなくさせるための、美辞麗句で飾られた誇張に過ぎないものであることが、あってよいはずはない。勅語の目的と対象が何であるかを心得る必要がある。私見では、勅語の中には国王の眼に映ったフランスがある。しかし、これは、国王が、大臣の眼を介して見たところのフランスである。というのも、国王は、大臣たちを介する形でしか、フランスを見ることができないからである。我等と国王との関係が憲章で規定されている以上、かかる関係は諸君ら議員が、大臣が国王に対して語った内容を挙げて賞賛するためにあるのではない。真実を語るためにあるのだ。」¹⁷⁶この奉答案は大臣衆の強い反対にもかかわらず採択された。しかし、この政治的紛争は、勅語奉答という政治技法の限界を強く印象付ける結果に繋がってしまった。国王と大臣衆の間の信任関係が強力なまま勅語奉答が強行されたことで、この奉答は国王の耳には達したが、しかし、倒閣を惹起させるには至らなかったのである。国王からの信任をあてにする大臣衆には辞職の心づもりはなく、国王も信任を撤回しなかった。ラキエーズは、1821年11月26日以来、議会は「勅語奉答の審議の場」という、政府の政策を公然と批判できるプラットフォームを得たと評価する。¹⁷⁷確かに、大革命期において見られたような

勅語奉答の法的正当性に関する論議は最早見られなくなり¹⁷⁸、政府に対する議会からの政治的統制は、復古王政期において、フランス近代議会制史に市民権を得たと言える。しかし、議院が選定罷免権者に懇願する形で政府の更迭を図るという間接的手法が効力不安定である事情は相変わらずであり、下院多数派の信任を政府の必要的在職要件とする議院内閣制の機制に裨益する大臣責任制を確立したとまでは考えにくい。

なお、憲章第 53 条による請願権の行使、勅語奉答の技法に加えて、代議院議員たちが予算審議等、政府攻撃の為の格好の場面において政府に対する「質問 question」に訴え始めた点についても付言しておくべきであろう。interpellation の祖形としての question は、19 世紀前半のフランス議会政発展史における重要な位置付けを有する。この「質問 question」は単なる質問として位置づけられていた。いったん発動されれば明確な問責作用を有するものとして位置付けられた、七月王政以来の「大臣質問（－問責質問）interpellation」とは全く異なる技法であり、その点で、議会による政府統制手法としては自ずから限定的なものであったのである。とはいえ、百日天下の事後処理を巡って 1815 年 12 月に用いられて以来、大臣質問－問責質問登場以前の議会制パラダイムにおいて、内閣の施策に対する議会側からの貴重な意見表明手法の一角を構成していた。ただし、大臣には質問に対して釈明する義務はなく、黙殺される場合も多かった。その上、議会内部でも、政府に対する質問の手法は、「立法府による執行権の篡奪、延いては諸権力の混同という『諸悪の内でも最悪のもの』に繋がる¹⁸⁰」という批判や、「大臣を議会に従属させるもので、王権に対する攻撃でもある¹⁸¹」という批判があり、十分な定着を見なかったのである。効力薄弱な質問権の行使に代えて、有効な政府統制機能として位置づけられ得るのは、既述の通り、ヴィトロラらによってその有効性をはっきりと認識され、デュヴェルジェによっても復古王政期議会制の重要技法として評される、議院による予算審議過程であった¹⁸²。

第2節 議院内閣制の前提条件の欠如

如上の行論に見た通り、復古王政期の議会制においては、議会からの大臣に対する「政治的技法による政治的統制」は、決め手に欠け、要領を得ない結果に終わったと性格付けざるを得ない。かような結果は、大臣の議会に対する政治責任原理に基づく統治形態を困難ならしめる背景事情が、復古王政期の議会政に存在していたことに起因する。つまり、この体制の政治的体質には、議院内閣制がその存立・運行に際して要求するいくつかの前提条件が欠落していた。復古王政は、大臣における政治責任原理成立の前提条件たる、「大臣における自律性」「議会に対する大臣の連帯的責任の憲法編入」という二つの因子に対して、終始否定的な態度を採り続けた体制であった。この二つの因子に対して体制が示した反応について、順を追って素描することとしたい。

先ず、復古王政期において執行権行使の主任者であった大臣が、その実、政治的自律性を著しく欠いた存在であったという事情に関しては、ギゾーによる「国王の意思なくして、大臣は何者でもなく、何も為し得ない。」¹⁸³との言が、象徴的である。しかも、この言は、単なる純理派のポジション・トーキングに留まらず、国家元首のプレゼンスが極めて強力なこの体制の特質を適切に描写していた。この体制において、大臣の政治的自律性の欠如と国家元首中心原則は、憲章の根本的に反動的な性格の下で、¹⁸⁴表裏の関係にある。憲章に基づく統治体制が「何ら議院内閣制ではなく、¹⁸⁵制限君主制であった」ことは既にデュギによって指摘されているところであるが、当の制限君主制それ自体が君主に対して、いささかでも実のある制限を加えていたのは、飽くまでも立法の領域に関して、¹⁸⁶立法府との関係に留まっていた。統帥、宣戦、条約締結、官吏任免、法律執行のための命令制定権を有する国王は体制の枢軸であり、ましてや執行権内部でのパワーバランスという点では、憲章第13条「執行権は国王のみに属する」に根拠を持つ王権の優位が絶対的であった。大臣に自律的な政策決定の余地はなく、それ故、政治的な意味での何ら

かの責任が彼らに生じる前提がそもそも存在しない。忠実な助言者として振る舞った限りにおいて、彼ら大臣が主人と異なる決定をする可能性は全く存在せず、大臣の掌中には政治的権力が殆ど存在しなかったのである。¹⁸⁷

復古王政下における大臣更迭・内閣総辞職の類の政治劇は、大方、如上に見る執行権内部の階層的な権力関係を発露した政治動態として性格付けられるべきものである。如何に有能な首班に率いられた内閣であっても、国王との意見の相違・失寵は、直ちに総辞職に繋がった。復古王政最初期に政府首班を務め、諸外国との関係でフランスの地位と利益を保全するという極めて困難な作業に従事したタレーランは、「国王に対して、厳かに、丸腰となったフランスに対して全欧州が突きつけてくる要求に対して取りまざるを得ない、条約交渉を開始しなくてはならなくなった今、内閣の置かれた地位は困難である」旨説論し、諸外国に対する大幅な譲歩に関する承認を含めて、政府への支持・信任を求めた。しかし、これに対して国王は「全く平然と」、フランスの利益に関して外国に譲歩するような内閣を留め置くよりは新たな内閣を選任する方が¹⁸⁸良いと答えた。同時代人ヴィトローは回想している。また、従来、有力な学説が復古王政下における議会に対する大臣衆の政治責任原理の現象例に¹⁸⁹数え入れてきた、1821年12月13日の第二次リシュリュー内閣総辞職の事例も、それを議院内閣制的な政治動態として読み取るのはい¹⁹⁰ささか飛躍的であるという見解が、近年において提示されている。第二次リシュリュー内閣は、1821年11月5日に採択された勅語奉答案において、政策方針に関する多くの批判を受けており、貴族院は政府首班に対して、報道の自由に関する¹⁹¹請願を送付する旨採択していた。このような議会の非友好的な姿勢に対して、内閣は新聞法違反への制裁立法、定期刊行物の検閲立法に関する二つの法案の提出という形で対応し、これに対して貴族院は法案の優先審議の拒否と法案に対して敵対的な委員会の選出という形で対抗、政府と貴族院の対立は激化した。パスキエ男爵

の回想によれば、国王の信任を確信していた内閣は強気で構えていたようであるが、結局、当て込んでいた国王からの信任の更新が拒まれたことで、内閣は総辞職に追い込まれたという¹⁹²。議会と内閣の対立が内閣の退陣にとって無関係なものであると評価できないにしても、しかし、第二次リシュリュー内閣総辞職の直接的原因は国王による信任撤回にある。従って、バルテルミイやバステイドの如く、本事案から「19世紀前半立憲君主制期における大臣の対議会・連帯的な政治責任原理の発露」を読み取る見方には、いささかの飛躍があるものと思われる¹⁹³。復古王政下における内閣総辞職の類は大方、本事案と同様のものであり、内閣に対して引導を渡すのは議会ではなく国王であった¹⁹⁴。体制の先進性に最大限好意的に解する限りでは、議会の間接的な影響力に「議院内閣制の萌芽」を読み取ることは可能かもしれないが、しかし、それ以上の性格規定が適当であるとは思われない。

そもそも、復古王政は、憲章第13条に規定された国王不可侵原則を除いて、大臣の政治責任の生成条件を多く欠いた体制であったことを、ここで確認しなければならない。

例えば、大臣による副署 *contreseing ministérielle* という、大臣責任制にとって重要な因子に関しても、元老院憲法をはじめとする1814年～1815年にかけての憲法的諸文書と異なり、1814年憲章は明文で規定を置いていなかった。政治実務上、副署は慣行的に確立することとなったが、それは政治的な実質を伴った行為としてではなく、国王による署名の真正性についての単なる認証の手續に過ぎなかった¹⁹⁵。

また、復古王政下、国王は議会における党派的布置とは関係なく、自身の選好に従って大臣の人選を行っていた。もっとも、「ユルトラ」や「純理派」が何がしかの政見にある程度基づいた集団分化の結果生じたものであったとしても、所詮それは「徒党」に過ぎず、「政党」や「党派」と呼ばれるには余りにも流動的過ぎるものであった¹⁹⁶。議院内閣制における必要的構成要素としての大臣衆＝政府の政治責任の生成及び機能

の為には、国家元首無答責という外在的要素の他に、閣僚グループにおける政見と行動の一体性が要請されると言われている¹⁹⁷。復古王政下における政論家たちの言説空間においては、国家の嚮導のためには内閣の連帯性が是非とも必要であるという理解が有力に論じられていたし¹⁹⁸、閣内不一致の常態は必ずしも内閣の連帯性が皆無であったというほど深刻なものではなかった、という指摘もある¹⁹⁹。しかし、復古王政期における組織政党不在の状況は、同体制における均質・連帯的な内閣の生成には、極めて消極的に作用していた²⁰⁰。

以上の消息に加えて、復古王政下においては、国王が、結局のところ、最後まで閣議の主宰者としての地位を手放さなかったという事情が、内閣の自律性確立を疎外し続けた²⁰¹。確かに、この問題側面に関しては、復古王政期は先進性も示していた。内閣総理 *Président du Conseil* の制度化が均質・一体・連帯的な政府活動にとって極めて重要であることはバルテルミイによって指摘されているが、この「内閣総理」の肩書がルイ 18 世によってタレーランに授けられることで、フランス憲政史上初めて登場したのが、他でもない復古王政期だったのである²⁰²。隣国の国制に学び、ウォルポールの響に倣わんとする議会人士の代表格、ヴィトロールも、議会多数派に権力基盤を持つ内閣総理が、国王の臨席しない場で、協働者たちとともに国政を嚮導するのが、あるべき姿と考えていた²⁰³。とはいえ、先進的な政治的パーソナリティの意識が先行するなかで、憲政の実際は、イギリス流のそれとは程遠く立ち遅れたものであった。ラクイエーズは、1821 年 12 月 14 日以降、半年間に亘って記録された内閣総理空席の期間や、内閣総理の肩書を公式には受けないまま事実上内閣を総理する人物が存在していた事実などを指摘し、復古王政期の憲政動態が、過渡期特有の大きな不安定性に包まれていた消息を描写している²⁰⁴。復古王政期という歴史的段階は、旧来の君主権力と、新興の権力主体・内閣総理との、水面下における熾烈な抗争の時代であった。政治思潮の面でも政治動態の面でも、君権を相対化させる議院内閣制の波

が寄り来ていた。これ以上の周縁化を回避しようとする君主の側は、「君臨すれども統治せず」という伝来的なモットーに強烈な不信感を抱き、内閣総理に対する競争心を絶えず抱いていたのである。²⁰⁵ 民選の下院に勅任の上院が対置され、執行権内部でも世襲・伝統的正統性に依拠する国家元首と、民主的正統性を援用する新興の権力主体・内閣総理が対置される－このような政治構造は、閣僚グループ各々に対して、持続的な緊張を強いたはずである。「内閣」という連带的で政治的な責任－権力主体を生成し得るほど、復古王政期の客観的政治状況は熟してはいなかった。

第3節 制限君主制の政治構造と責任原理－大臣弾劾制の意義－

本稿が検討対象とする19世紀前半におけるフランス立憲君主制の政治生活は、以上に見たところからも明らかなように、先進性と保守・退嬰性が混在する歴史的段階であった。前者の精神は、隣国の国制、もとい議院内閣制の政治生活に学ぼうとする思潮に示されたものであり、後者の精神は、1789年以前に妥当していた統治権力の正統性が－大革命という歴史的事実に対してある程度の配慮はしているものの－復古されたという一点に象徴的に顕在化する。大臣責任制という個別具体的な事柄に関して体制が選び取った具体的な解法が、過渡期故の折衷的性格濃厚なパラダイムの下で生成したという事実は重要である。かかる解法は、先進性と保守・退嬰性という二つのモーメントの合成力が着地する点に見出されるものであり、それは果たして、「大臣弾劾制」的解法であった。

憲章が規定する統治構造上、復古王政下の政治運営は、大臣の選定罷免権を有するのは国王ただ一人であるというのが建前であり、この建前は非常に強固であった。代議院において聴かれた次のような発言は、かかる建前を確認するものである。「憲章は、王国の執政を国王に専管させている。憲章自身が、かかる執政に関して、両院による関与と影響の

全てを排除している。… 大臣は、執政に関する全ての行為に関して、国王に対してのみ責任を負う。²⁰⁶」「執行権は国王にのみ属する。国王のみが統治する。全ての官吏が国王に隷属する。議会が大臣らに対して命令を与える権限を有していたら、統治は分裂する。大臣らが議会からの命令に従うこととなれば、統治の一体性が失われる。公権力の行使に係る官吏は、二人の主人を持つことはできない。何故なら、かような二つの意思は相矛盾し、混乱を生じ、国家をかき乱すことになるからである。」²⁰⁷」明らかに、これらの発言は、国家嚮導における議会の地位向上という時代精神の進取性から、古く正統性ある統治主体としての君権を保全するという格好を採っている。その意味において、1814年憲章が規定する統治原理の反動的特質を際立たせているものである。実際、同憲章が規定する統治原理も、ここにその発言を紹介した議会人士らの政治的思惟とそれに基づく憲政の実際において現象した統治構造も、後を襲う七月王政において前量化した二元的議院内閣制—七月王政では、この統治構造が君主制と十分に両立可能であると考えられたのである—を明確に否定していた。大臣の「責任」に関して、この概念を議会による統制と一揃いのものとして理解していたラリー＝トランダル²⁰⁸の構想は、正にそのようなメカニズムを前提とするものであるが故に、憲章を歪曲するものであるとして激しく批判され、頓挫したのであった。アラン・ラキエール²⁰⁹が指摘するように、「19世紀前半のフランスにおいて、議院内閣制は、確かに知られてはいたのである。しかし、それは、一元的議院内閣制としての理解に留まっていたのである」。

復古王政下、初めて自覚的に用いられることとなった大臣の「政治責任」という概念もまた、強く警戒の念を以て見られていた。この概念、発想が、君主制と共和制の分水嶺になると考えられている節があったからである。当時の政治思潮を代表する政論家、ロワイエ＝コラルは、次のように強調していた。「政府が議会多数派によってしか存在し得なくなる日。議会は国王の大臣を失脚させ、議会自身による別の大臣を国

王に対して押し付けるという営みが、現実に確立される日。その日、わが憲章のみならず、わが王国も、万事休する。その日、我々は共和国に²¹⁰いることとなるだろう。」政治責任に基づく体制、すなわち共和制、という認識は、当代の知識人の水準において、一つの強迫観念で²¹¹あった。共和制を否定するためには下院の優位性は基本的に否定しなくてはならない、その為には、大臣衆の政治責任の憲法編入ないしは制度化の回避が譲れない一線である－これが通念として共有されていたのである。

とはいえ－大臣の政治責任の観念を拒絶しておきながら、いささか奇妙な感も受けるが－、議会人士が大臣衆の責任追及に対して無関心であったわけでは、更々ない。かような事情は、彼ら議会人士が、勅語奉答や請願権の行使による政府攻撃に余念がなかったことから、議論の余地なく理解可能な事柄である。政治責任の原理を受け入れることは建前上不可能ではあるが、政府攻撃は行いたい－このようなジレンマの末に、議会人士は、自明の結論として、極めて自覚的な形で、大臣における弾劾的責任観に達することとなるのである。法案の審議を通じて、法案提出権を有する国王と立法権行使に協働することと並ぶ下院の重要な権能が、大臣訴追権の行使であるということは、当事者によって極めて自覚的に認識されていた。ある代議院議員は、大臣訴追の権能は「これこそ、諸君らの権限である。諸君らがこれらの職務・権限の中に留まってこそ、諸君らは国家の利益の為に最も善く協働することができるであろう。或る大臣が彼に権限を委任した諸権力の円環の中で行動するとき、そこでの制度が如何なるものであれ、制度は両院の内の何れかに対して、大臣を不信任する権限を与えることとなるであろう。かような議院は、統治者となる。大臣衆は、最早、議院の有する大臣でしかなくなる。王権は、最早そこには存在²¹²しない。」と強調し、同輩たちに自重するよう警告している。

果たして、復古王政下の政治生活は、大臣弾劾制の活発な動態を記録²¹³している。第一の事例が、1820年2月14日の、クローゼル・ド・クー

セルグ J. C. Clausel de Coussergues 議員によるデュカーズ（内閣総理兼内相）²¹⁴ 訴追提案である。本件は、ベリー公暗殺事件に端を発したものであり、「デュカーズ氏が大臣任期中に為した、その行状の総体に対して、同氏に対して、叛逆罪の廉での訴追を²¹⁵為した」ものである。特定大臣の「行状の総体」が訴追対象事由となっている点で、形式は法的・刑事的なものであるものの、その実質は、政治的な性質を有していることが一連帯的ではなく個別的なものであるが一明らかである。告訴箇条は 23 を数えているが、しかし、その告訴が目的としていたものは「弾劾者が望む政治的裁判であり、判決が得られるものとは、告訴者自身考えていなかった²¹⁶」と評されるものである。そして、訴追を受けてデュカーズが辞職したことによって、弾劾者が属する超王党派の政治的目的は達成された。復古王政期末期におけるヴィレール訴追提案も、概ね同様の事案である。1828 年 6 月 14 日、ラベイ・ド・ポムピエール議員は、ヴィレール「元」内閣を叛逆罪で訴追する旨の訴追提案を行った。デュカーズ訴追提案とは異なり、今度は閣僚グループ全体を訴追する提案である点で、連帯的な責任原理をそこに見出すことが出来るが、「元」内閣の訴追提案である点が異様である。既に退陣した内閣の責任を追及することが出来るのも、その責任追及が法的－刑事的形式ならでは、と言い得るが、その目的はここでもやはり純然たる政治的思惑に規定されていた。フランス弾劾制史に関する最も集中的な研究は、本訴追提案の目的が、弾劾された面々に今一度組閣させようとする国王の企図を挫くことであった、と分析している²¹⁷。つまり、本件訴追提案は、議会からの、一種の予防戦争として企図されたものであると言える。その後、国王がヴィレールらの再登用を諦めたことで、訴追提案は立ち消えとなった。自身の目的が達成されたと見るや、ド・ポムピエール議員は訴追提案を直ちに取り下げしており、審議すら為されていないのである。

これら二つの事案は、大臣の「刑事責任」という法的責任原理が、下院による政府統制権能の不能・欠如を穴埋めする形で用いられていたこ

とを非常に明確な形で示している。

なお、ヴィレール内閣総辞職それ自体に関しては、これを議院内閣制的な政治責任の動態として数え入れるジッケル²¹⁸の見解がある。そのような評価が妥当である可能性はあるが、しかし、個別の事案と政治体制それ自体への性格評価は、次元を異とする。本件「元」内閣訴追提案という動態が、議院内閣制的政治責任の原理に直結しているという読み方よりも、ヴィレールとその同輩大臣衆を巡る 1828 年の政治生活への評価としては、フランス憲政が未だ議院内閣制的政治マニューバを確立させていなかった、と見る方が自然であろう。本稿の行論に明らかなように、当事者である議会人士の主観的意欲の次元においても、議院内閣制は必ずしも歓迎されていた訳ではない。この歴史的段階にジッケルが与える「議院内閣制の『順化 acclimatation』』という評価は、後代の観察者からの歴史的パースペクティブが与えたものである。同時代人は、議院内閣制を順化させること、すなわち漸進的導入を企図していた訳ではないし、そのような客観的現象を生成することもなかった。復古王政期が議院内閣制に対して見せた態度は、政治主体における主観的意欲においても、客観的な政治現象においても、接近－回避型の心理と生理として性格付けられるべきである。

結局、器質的には法的な性格を持つ原理が機能的には政治的な性格を明確に示すという状況は、政治生活の実際が大革命期国民公会下のそれとの比較において然程の進歩を示していない、という事実を物語っている。²¹⁹確かに、恫喝のみで目的が達成される責任原理ならば、それは、形式において、借り物の法的外皮に寄り掛かっているにすぎないと評価されることになるだろう。そして、このような責任原理において、形式は二次的な意味しか持たず、その本質が政治的責任追及の動態であるということ、後代の評価者が性格付けることも容易いだろう。しかし、同時代人の感覚において、形式が飽くまでも法的・刑事的なものであるという事実こそが、極めて重要であった。大臣衆の政治責任が憲法制度と

して形式上是認されることは、体制不均衡化を恐れる議会人士が潔しとしないところであったし、実際のところ、復古王政という歴史的段階においては、純粹に政治的な技法よりも、法的・刑事的形式における技法の方が、効力の確実性という点では依然として勝っていたのである。以上の消息は、いうまでもなく、復古王政という体制が弾劾的責任観に基づいた議会政の構造を有しており、かかる議会政が議院内閣制とは別物であったということを、端的な形で示している。

- 153 モーリス・デュヴェルジェ（時本訳）・前掲書 89 頁。
- 154 今井威『議院内閣制』（ブレーン出版、1991 年）84 頁。
- 155 以下の行論に関しては、今井威・上掲書『議院内閣制』85～91 頁を多く参考とした。
- 156 モーリス・デュヴェルジェ（時本訳）・前掲書 89 頁。この技法の登場には七月王政を待たなければならない。
- 157 M. Morabito, *Histoire constitutionnelle de la France (de 1789 à nos jours)*, *op. cit.*, p.222.
- 158 *Ibid.* ; J. Barthélemy, *L'introduction du régime parlementaire en France sous Louis XVIII et Charles X*, *op. cit.*, pp.239-240. ; A. Laquière, *Les origines du régime parlementaire en France (1814-1848)*, *op.cit.*, p.299.
- 159 CD, AP, 2^e série, t. XVII, séance du 28 nov. 1816, pp.569-576, séance du 29 nov. 1816, pp.576-586.
- 160 *Ibid.*, séance du 29 nov. 1816, pp.576-586.
- 161 *Ibid.*, séance du 28 nov. 1816, p.574.
- 162 *Ibid.*, séance du 29 nov. p.586.
- 163 *Ibid.*, séance du 20 janv. 1819, pp.547-571. ; Rapport de la commission spéciale chargée de l'examen de la proposition de M. Dumeilet, séance du 20 janv. 1819, pp.599-603, séance du 25 janv. 1819, pp.613-624, séance du 26 janv. 1819, pp.644-653.
- 164 CD, AP, 2^e série, t. XXII, séance du 4 janv.1819, pp.550-551.
- 165 CD, AP, 2^e série, t. XXII, séance du 26 janv. 1819, p.653.
- 166 M. Morabito, *Histoire constitutionnelle de la France (de 1789 à nos*

- jours*), *op. cit.*, pp.205-206. ; R. Bonnard, *Les règlements des assemblées législatives de la France depuis 1789*, Sirey, 1926, p.17.
- 167 M. Morabito, *Histoire constitutionnelle de la France (de 1789 à nos jours)*, *op. cit.*, p.206.
- 168 *Ibid.*; 野村敬造『フランス憲法・行政法概論』(有信堂, 1962年) 96頁。
- 169 勅語奉答 *adresse*; *adresse au roi* については, 復古王政下の議政政に関するデュヴェルジェの行論に対して時本義昭が付した訳注が, 次のように解説している。「議会の開会に際して, 君主が自ら議会で国政全般について勅語を述べるという慣行があった。この勅語は君主の自画自賛に終わりあまり内容のあるものではなかったが, 議会は法案起草手続と同じ手続で奉答文を起草し, 代表団がそれを君主に提出した。当初, 勅語奉答は君主に対する敬意を表明するにとどまったが, その後代議院の勅語奉答はその政治的意思, 特に内閣の政策や活動に対する意思の表明へと発展し, 倒閣を惹起することもあった。」(モーリス・デュヴェルジェ(時本訳)・前掲書 203頁) 最初期における勅語奉答の政治的機能とその限界に関しては, 拙稿「大革命初期における大臣責任制の一断面－弾劾的責任観に基づく動態を中心として－」『南山法学』第41巻第3・第4合併号(2018年) 157～163頁を参照。勅語奉答は七月王政期において「大臣質問－問責質問 *interpellation*」の登場によって一時衰退し, 1860年11月24日のデクレによって, 自由帝政下に「復活」したと評されるが(辻村・糠塚, 前掲書『フランス憲法入門』51頁), 七月王政初期における大臣責任制を巡る立法動向には勅語奉答の形式を明らかに流用したのが見られる(前掲拙稿「七月王政期における憲政と大臣責任制の諸相」20～21頁) のであり, 憲政史上からそのプレゼンスが全く消えていた訳では, 必ずしもない。
- 170 同規則第6章第29条:「議院が国王に対して行う奉答は, 議員提出法案の書式において審議されなくてはならない。」第30条:「この奉答は, 国王に対して, 国王の望みにしたがって, 大人数あるいは少人数の議員の派遣によって表明される。」第31条:「少人数の派遣は, 議長と, 二名の書記による。大人数の派遣は, 議長と書記も含めて25名の議員による。」第32条:「いずれの議院も, 如何なる場合にも, 人民に対して応答することはできない。」CD, AP, 2° série, t. XII, séance du 14 juill. 1814, p.147.
- 171 J. Barthélemy, *L'introduction du régime parlementaire en France sous Louis XVIII et Charles X*, *op. cit.*, p.225. ; A. Laquière, *Les origines du régime parlementaire en France (1814-1848)*, *op.cit.*, pp.300-305. ; M. Morabito,

- Histoire constitutionnelle de la France (de 1789 à nos jours)*, *op. cit.*, pp.205-206.
- 172 A. Laquière, *Les origines du régime parlementaire en France (1814-1848)*, *op.cit.*, pp.300-305.
- 173 CD, AP, 2^e série, t. XXXIII, séance du 26 nov. 1821, pp.585-591.
- 174 *Ibid.*, p.587.
- 175 *Ibid.*, p.588.
- 176 *Ibid.*, p.587.
- 177 A. Laquière, *Les origines du régime parlementaire en France (1814-1848)*, *op.cit.*, p.304.
- 178 勅語奉答の技術は、フランス憲政史上、1791年4月27日－5月25日法律第28条によって初めて制定法上の根拠を得たものであるが、1791年9月の憲法中には何らの規定がなく、1791年暮れから1792年春にかけての議会政の動向の中で、議論の対象となった経緯がある。この点に関して、前掲拙稿「大革命初期における大臣責任制の一断面」157～158頁を参照。
- 179 CD, AP, 2^e série, t. XV, séance du 23 déc. 1815, pp.601-606.
- 180 *Ibid.*, pp.603-604.
- 181 *Ibid.*, pp.604-605.
- 182 アモンートロペールの教科書は、両院による政府統制手法と列挙する中で、政府質問の代わりに予算審議を挙げている。F. Hamon et M. Troper, *Droit constitutionnel*, 40^e éd., LGDJ-Lextenso, 2019, p.386.
- 183 F. Guizot, *Du gouvernement représentatif et de l'état actuel de la France*, *op.cit.*, p.39.
- 184 その内容に関しては格別、憲章が、大革命の経験を経た後に、それでもなお、欽定の国家基本法として成立したものである時点で、それは復古的性格はもとより反動的な性格を帯びる。J. Laferrière, *Manuel de droit constitutionnel*, *op. cit.*, p.157.
- 185 L. Duguit, *Traité de droit constitutionnel*, t. II ; *La théorie générale de l'Etat*, 3^e éd., A. Fontemoing, 1928, p.818.
- 186 S. Rials, *Essai sur le concept de monarchie limitée (autour de la Charte de 1814)*, S. Rials, *Révolution et contre-Révolution au XIX^e siècle*, Albatross, 1987, pp.112-125.
- 187 「ルイ18世およびシャルル10世の治世において、大方保守主義者であっ

- た大臣衆は、議会に対して報告する存在であるよりも先に、国王に対する恭順で献身的な奉仕者であることを以て自任していた。」A. Laquière, *Les origines du régime parlementaire en France (1814-1848)*, op.cit.,p.354.
- 188 E. F. d'Arnaud, Baron de Vitrolles, *Mémoires et relation politique de Vitrolles*, par E. Forgues, G. Charpentier, 1884, t. I, p.291.
- 189 J. Barthélemy, *L'introduction du régime parlementaire en France sous Louis XVIII et Charles X*, op. cit., pp.283-285. ; P. Bastid, *Les institutions politiques de la monarchie parlementaire française (1814-1848)*, op. cit., p.333.
- 190 A. Laquière, *Les origines du régime parlementaire en France (1814-1848)*, op.cit., pp.361-362. ; N. Havas, *La responsabilité ministérielle en France, Contribution à une approche historique des responsabilités politique et pénale des ministres de la Révolution de 1789 à la V^e République*, op. cit., pp.280-281.
- 191 CD, AP, 2^e série, t. XXXIII, séance du 8 déc. 1821, p.677.
- 192 E.-D. Pasquier, *Mémoires du Chancelier Pasquier, Histoire de mon temps*, publié par le Duc d'Audiffret-Pasquier, 2^e part : La Restauration, Plon, 1895, t. V, pp.408-409.
- 193 A. Laquière, *Les origines du régime parlementaire en France (1814-1848)*, op.cit., pp.361-362. ; 同様の見方は、デランドルによっても示されていた。M. Deslandres, *Histoire constitutionnelle de la France, t. II ; De la chute de l'Empire à l'avènement de la Troisième République (1815-1870)*, Armand Colin-Sirey, 1932, p.113.
- 194 なお、バルテルミイや、今日ではモラビトラは、1829年8月のマルティニャック内閣総辞職を体制の議院内閣制的性格の発露として数え入れている。J. Barthélemy, *L'introduction du régime parlementaire en France sous Louis XVIII et Charles X*, op. cit., p.286. ; M. Morabito, *Histoire constitutionnelle de la France (de 1789 à nos jours)*, op. cit., p.208.
- 195 既述の1814年8月におけるファレス議員提出法案は、大臣副署制度の法制化を狙ったものでもあったが、その審議過程においても、この制度の意義について「君主に対して全幅の信頼を寄せる国民は、君主が書き記したものが君主の意思より発せられたものであることに確信を持ちたいと望むものなのである」と強調されていた。CD, AP, 2^e série, t. XIII, séance du 20 oct. 1814, p.205.
- 196 F. B Artz, *Les débuts des partis modernes en France (1815-1830)*, *Revue d'Histoire moderne*, 1931, t. VI, p.275.

- 197 A. Esmein, *Eléments de droit constitutionnel français et comparé*, *op. cit.*, p.154.
- 198 V. Lanjuinais, *Oeuvres de J.-D. Lanjuinais, avec une notice biographique*, *op. cit.*, t. I, p.271.
- 199 J. Barthélemy, *L'introduction du régime parlementaire en France sous Louis XVIII et Charles X*, *op. cit.*, pp.120-124. ; A. Laquière, *Les origines du régime parlementaire en France (1814-1848)*, *op.cit.*, pp.286-292.
- 200 J. Barthélemy, *ibid.*, pp.133-134. ; A. Laquière, *ibid.*, pp.276-280.
- 201 A. Laquière, *ibid.*, p.289.
- 202 J. Barthélemy, La présidence du Conseil, *Revue d'histoire politique et constitutionnelle*, janv.-mars. 1937, n°1, p.86.
- 203 R. Bonnard, La Présidence du Conseil, *RDJ*, 1935, p.77.
- 204 A. Laquière, *Les origines du régime parlementaire en France (1814-1848)*, *op.cit.*, p.257.
- 205 R. Bonnard, La Présidence du Conseil, *op. cit.*,p.77.
- 206 CD, *AP*, 2^e série, t. XVIII, séance du 4 janv. 1817, p.34.
- 207 CD, *AP*, 2^e série, t. XXII, séance du 20 janv. 1819, p.600.
- 208 「かかる提案については、その全ての原理が、議論の余地あるものだ。一体、何と多くの危険が含まれていることであろうか。それは明らかに、憲章の法文に違背しており、憲章の法文を拡張させている。そして、これらの危険はすべからず、国王の官吏と国王の庇護者たちを孤立させることによって、王権を危殆化することとなる。」
- 209 A. Laquière, Adolphe Thiers, théoricien du régime parlementaire. Ses articles dans *Le National* en 1830, *Revue française d'histoire des idées politiques*, n° 5, 1^{re} sem. 1997, p.64.
- 210 CD, *AP*, 2^e série, t. XVI, séance du 12 févr. 1816, p.133.
- 211 Ch.-H. His, *Du danger pour la France, d'adopter le mécanisme constitutionnel de l'Angleterre*, A. A. Renouard, 1814, p.4.
- 212 CD, *AP*, 2^e série, t. XVII, séance du 29 nov. 1816, p.577.
- 213 この点に関して、我が国における網羅的な先行研究として、佐藤立夫『弾劾制度の比較研究 上』（原書房、1996年）405～409頁。なお、以下のデューカーズ訴追提案およびヴィレール訴追提案に関しては、L. Ferstel. *op. cit.*, pp.74-82.

- 214 CD, AP, 2^e série, t. XXVI, séance du 14 févr. 1820, p.195. ; séance du 15 févr. 1820, pp.202-204.
- 215 J.-C. Clausel de Coussergues, *Projet de la proposition d'accusation contre M. Le duc de Decazes. Pair de France, ancien Président du Conseil des ministres, ancien ministre de l'intérieur et de la police générale du royaume, soumettre à la Chambre de 1820*, J. G. Dentu, 1820, p.155.
- 216 P. Desmottes, *op. cit.*, p.108.
- 217 *Ibid.*, p.110.
- 218 J. Gicquel et J.-E. Gicquel, *Droit constitutionnel et institutions politiques, op. cit.*, p.506.
- 219 この点に関しては、拙稿「大革命初期における大臣責任制の一断面－弾劾的責任観に基づく動態を中心として－」『南山法学』第41巻3・4号（2018年）155～178頁。

結

復古王政期の政治生活は、「憲章」を巡る王権と議会勢力のシーソーゲームによって規定されていた。政治的オボルチュニストの雑多な寄り合い所帯であった議会勢力は、その主観的政治傾向こそ様々であったが、結局、客観的には、常に議会権限の進展に奉仕する行動を採ることとなった。しかし、自己利益の追求に勤しむ議会勢力が、それでもなお最低限の自制を保ち、王権の側もそれに応えて自己を律する、かような状況が維持される限りにおいてこそ、復古王政は維持されたのである。「王権の保全」而して「憲章による君主政」という公準が、前者は議会人士によって、後者は王権によって、それぞれ承認されているからである。

運用者の自制・自律に期待する制度的枠組みは、政治的地平においては、すべからくナイーヴなものとなる。シーソーゲームは、王権の側が公準を放棄する姿勢を示したことで、御破算となった。「かつての君主制の用語と形態」を復活させるに留まったルイ18世の下で体制は全き

形で保持されたが、「かつての君主制の実体」を蘇らせようとするシャルル 10 世の登場によって、体制は崩壊した。²²⁰ 1829 年 8 月に組閣されたポリニャック内閣は、ユルトラのみで構成された閣僚グループであり、下院においても上院においても、十分な権力基盤を持たなかった。翌年 3 月、会期劈頭における勅諭に対する返答は「221 名の奉答 *adresse des 221*」として名高いものであるが、これは閣僚グループの更迭を国王に要求する声明に他ならない。これに対してシャルル 10 世は下院解散を選択する。²²² 結局、選挙では自由主義勢力が伸展し、業を煮やしたシャルル 10 世は、「憲章による君主政」尊重の最低限のポーズさえ放棄するという自己破壊的な行動に出た。1830 年 7 月 25 日における勅令 4 本の発出と、新選出の下院の、再度の解散である。²²³ 「憲章による君主政」という公準からすれば、国王のかような挙措は、詰まる所「クーデタ」²²⁴ に他ならず、「クーデタ」に対する回答は革命以外にはありえない。議院内閣制的な外皮すら捨て去ろうとした反動的君主の無思慮によって、体制は崩壊し、フランス憲政史における時計の針はいったん止まったこととなる。²²⁵

この時期のフランス政治生活において、隣国の国制に倣おうとする政治的思潮は有力であったが、しかし、制度的・動態的次元では慢性的且つ強度の消化不良の所見が認められていた。復古王政は、体制の不均衡化を恐れる余り、大臣衆の連帯的な対議会政治責任原理を正面から認めることが出来なかったからである。憲法構造におけるかような欠缺は、一方では議会をして刑事訴追という法的機制的政治的流用に向かわせることとなり、他方では王権をして過度に強権化させることとなり、最終的には体制の崩壊を招いた。1830 年 7 月の革命は、当事者の自制と機微という、最も主観的で不安定な行為規範に寄り掛かった政治構造の、必然的帰結として生じた。本稿における行論に明らかなように、議員との兼職可能性、議院への出席・発言権が大臣に認められたことによって、執行府と立法府の間での政治的協働関係が「一定程度」生じていた

であろうことは想像に難くない。清宮四郎による「1814年7月のCharteは、議院内閣制を認めている²²⁶」との評価は、かようなニュアンスにおいて理解される。もっとも、清宮自身、かかる断言と同箇所における行論において、憲章第13条の簡潔に過ぎる規定が「大臣の議会に対する政治責任の制度を明定するものとはいえない」ことを認めている。しかし、問題は、本稿における検討に示された通り、政治責任の「制度」のみならず、その「実体」が現象していなかったところにある。この責任原理に対する議会人士のアンビヴァレンツに思いを致せば、結局、清宮自身が－論理不明瞭ながらも－認めていたように、復古王政は議院内閣制に関して「とにかくこの制度に途を開いたのは、フランス憲法史上画期的なこと」との評価に辛うじて値するか否か、という程度の貢献しか為していないこととなるのである。²²⁷

19世紀前半の立憲君主制の時代は、大革命以来、自国の政治的思惟が鍛え上げてきた「主権論」というグランドセオリーの土壌の上に、隣国より舶来の、いっそう実用的な次元での政治的技術である「議院内閣制」を如何に移植するかという問題に直面した歴史的段階であった。そして、このような困難な問題に対して、政治的諸アクターが－大革命期以上に－内省的な逡巡を重ねた時期であった。このような状況の下でのフランスは、何等の知的熱狂も経験することがなく、進取の精神に基づく断行よりも、保守的性向に基づく躊躇が勝ることとなった。バルテルミイは、「当時、憲章に適用される方式が第一義的に重要だと確信されていた。彼らは、憲章は憲政の外側の事柄として決定しておらず、実際の動態が決定的に重要なのだと感じていた。」²²⁸と述べている。このような傾向は、続く七月王政においても維持されることとなる。憲法テキストは大革命期と帝政期とにおける熱狂を伴った理想主義とは無縁となった。このような醒めた性向は「実用主義 pragmatisme」と表現されることがある。²²⁹ 制憲者のその様な態度は、憲章を実際に運用する政治アクターたちの心性においても大きく異ならなかったようである。もっと

も、その心性は、往々にして、かりそめの党派的利益に規定された便宜主義と待機主義として現象することとなったのであった。その後、七月王政における議政院においては、二元的議院内閣制というコンセプトが政治的思潮の主流を形成し、議会からの政府統制技法が、純粋に政治的な次元において進展を見せることとなる。しかし、1830年憲章は復古王政下における憲政動態を十分に総括し、先行体制崩壊の原因を虚心に反省したものには成り損ねた。

本稿における検討の主題は、往々にして「フランスにおける議院内閣制の始期」と性格付けられるものであった。本稿は、「思潮」「制度」「動態」というトリアーデの中で視線を往復させるという分析視角を設定し、日仏公法学説の古典的理論水準とはやや相容れないようにも映る、いくらかの省察を得たこととなる。19世紀前半のフランス立憲君主制において、イギリス流の議院内閣制の影響は深甚であったが、それは専ら「思潮」の次元における事柄である。現実の「制度」は、かかる思潮を大幅に矮小化した「動態」を可能にする程度のものであって、「思潮」「制度」「動態」を総合した「憲法構造」それ自体としては、ナイーヴな待機主義としか性格付けられないものであった。待機主義は、新奇に接しながらも過去を捨てきれない政治的ロマン主義者の典型的行動様式である。しかし、かような態度は没価値的なものではなく、「議院内閣制の始期」という風な前進的傾向よりも、寧ろ後進的な傾向により多くより直截に奉仕することとなった。体制が議院内閣制という潮流に組み込まれていれば、状況一般は漸進的改善を見たであろう。革命による体制の更新という結末を見ざるを得なかったという歴史的事実は、19世紀前半のフランス議会制が、単なる待機主義の枠組みに留まっていたに過ぎないことを傍証しているのである。

〔付記〕本稿は、JSPS 科研費 JP19K13503 の助成にもとづく研究成果である。

- 220 モーリス・デュヴェルジュ（時本訳）・前掲書 84 頁。
- 221 CD, AP, 2^e série, t. LXI, séance du 16 mars 1830, p.607.
- 222 「代議院を解散し、8月3日までに選挙人集会を招集する旨の1830年5月16日勅令」AP, 2^e série, t. LXI, p.621.
- 223 「定期刊行出版物の自由を停止する旨の勅令」「代議院を解散する旨の勅令」「代議院の構成を修正する旨の勅令」「選挙人集会を招集する旨の勅令」AP, 2^e série, t. LXI, pp.639-641.
- 224 J. Laferrière, *op. cit.*, p.184.
- 225 以上の消息に関して、最近における有力な研究者が、教科書の次元での定説的見解としてどのように描いているか。一例を挙げれば、次のようになる。
- ①復古王政下の議会制における特質は、金権的下院と貴族の上院からなる二院制、そして極めて強力な国王の存在である。②この体制は議院内閣制であったか？思想的次元においてはイギリス憲政の影響を受けたシャトーブリアンのプレゼンスが重要である。そして彼のコンセプトは、復古王政初期、1818年～1820年の段階での政権交代劇において実現された。つまり、ルイ18世は議院内閣制の偉大なる公準、すなわち有責の大臣衆による統治、を受け入れたように思われる。③しかし、1824年に国王が代替わりすると、シャルル10世の反動的な統治によって、議院内閣制の公準は峻拒され、体制は瓦解した、と(M.-A. Cohendet, *Droit constitutionnel*, 4^e éd., LGDJ-Lextenso, 2019, pp.384-385.)。確かに、ルイ18世治下、第一次リシュリュー内閣、ドゥソール Desolles 内閣が、純理派をはじめとする議会勢力との抗争の中で政権運営に行き詰まり、結果として政権交代に至ったことは事実であろう。しかし、以上の教科書的説明には、②の要素について、やや疑問がある。1821年の第二次リシュリュー内閣の事例について既述した通り、国王-大臣衆関係のプレゼンスは、議会-大臣衆関係のプレゼンスよりも、議政の運行にとってより強力な規定因子であった。従って、「当初、国王は強力なものとして置かれたが、ルイ18世治下、徐々にその力を議会へと譲り渡した。しかし、シャルル10世登場によって当初の強力な国王像が復活した」という描き方はおそらく至当ではない。国王は首尾一貫して強力であり、ただ単に「自制」とか「徳」とかいったペルゼンリッヒな要素に関して、ルイ18世とシャルル10世の間に濃淡があったに過ぎない。既述の通り、ルイ18世自身の議会制へのコミットメントの仕方を見るにつけても、復古王政の全期間を通じて、政治体制の本質に変動は見られないと性格付けるべきであろう。

- 226 清宮・前掲書 279～280 頁。旧仮名遣いは適宜現代仮名遣いに改めた。
- 227 同上。
- 228 J. Barthélemy, *L'introduction du régime parlementaire en France sous Louis XVIII et Charles X*, *op. cit.*, p.11.
- 229 J. Garrigues (dir.), *Histoire du Parlement de 1789 à nos jours*, *op. cit.*, p.133.